

紀美野町第 1 回定例会会議録

令和 3 年 3 月 2 日（火曜日）

○議事日程（第 1 号）

令和 3 年 3 月 2 日（火）午前 9 時 0 0 分開議

- | | | |
|------|----------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | | 会期の決定について |
| 第 3 | | 諸般の報告について |
| 第 4 | 議案第 3 号 | 紀美野町犯罪被害者等支援条例の制定について |
| 第 5 | 議案第 4 号 | 紀美野町公共施設等整備基金条例の制定について |
| 第 6 | 議案第 6 号 | 紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第 17 号 | 紀美野町情報通信センター条例を廃止する条例について |
| 第 8 | 議案第 18 号 | 紀美野町瀬藤敏宏・千津子学校及び保育所環境整備促進基金条例を廃止する条例について |
| 第 9 | 議案第 19 号 | 紀美野町河川浄化推進事業基金条例を廃止する条例について |
| 第 10 | 議案第 21 号 | 新町まちづくり計画の変更について |
| 第 11 | 議案第 5 号 | 紀美野町保育所条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 第 12 | 議案第 10 号 | 紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第 13 | 議案第 12 号 | 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 第 14 | 議案第 7 号 | 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例及び紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 15 | 議案第 14 号 | 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 第 16 | 議案第 8 号 | 紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 第 17 | 議案第 27 号 | 損害賠償の額を定めることについて |
| 第 18 | 議案第 9 号 | 紀美野町星の動物園条例の一部を改正する条例について |
| 第 19 | 議案第 11 号 | 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |

- 第 2 0 議案第 1 3 号 紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について
- 第 2 1 議案第 1 5 号 紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議案第 1 6 号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 第 2 3 議案第 2 0 号 国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更に関する協議について
- 第 2 4 議案第 2 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第 2 5 議案第 2 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第 2 6 議案第 2 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第 2 7 議案第 2 5 号 教育委員会教育長の任命の同意について
- 第 2 8 議案第 2 6 号 教育委員会委員の任命の同意について
- 第 2 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 3 0 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 3 1 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 3 2 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 3 3 議案第 2 8 号 令和 2 年度紀美野町一般会計補正予算（第 1 2 号）について
- 第 3 4 議案第 2 9 号 令和 2 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 3 5 議案第 3 0 号 令和 2 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 3 6 議案第 3 1 号 令和 2 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について
- 第 3 7 議案第 3 2 号 令和 2 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 3 8 議案第 3 3 号 令和 2 年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 3 9 議案第 3 4 号 令和 2 年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 第 4 0 議案第 3 5 号 令和 3 年度紀美野町一般会計予算について
- 第 4 1 議案第 3 6 号 令和 3 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について

- 第４２ 議案第 ３７号 令和３年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について
- 第４３ 議案第 ３８号 令和３年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第４４ 議案第 ３９号 令和３年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について
- 第４５ 議案第 ４０号 令和３年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について
- 第４６ 議案第 ４１号 令和３年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第４７ 議案第 ４２号 令和３年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計予算について
- 第４８ 議案第 ４３号 令和３年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算について
-

○会議に付した事件

日程第１から日程第４８まで

○議員定数 １２名

○出席議員

議席番号	氏 名
１番	桐 山 尚 己 君
３番	藤 井 基 彰 君
４番	上 柏 皖 亮 君
５番	七良浴 光 君
７番	西 口 優 君
８番	北 道 勝 彦 君
９番	向井中 洋 二 君
１０番	美 野 勝 男 君
１１番	美 濃 良 和 君
１２番	伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

２番 廣 瀬 隆 一 君

６番 田 代 哲 郎 君

○説明のため出席したもの

職	名	氏	名
町	長	寺 本	光 嘉 君
副 町	長	小 川	裕 康 君
教 育	長	東 中	啓 吉 君
消 防	長	家 本	宏 君
総 務 課	長	細 峪	康 則 君
企画管財課	長	坂	詳 吾 君
住 民 課	長	仲 岡	みち子 君
税 務 課	長	湯 上	増 巳 君
保健福祉課	長	森 谷	善 彦 君
産 業 課	長	吉 見	将 人 君
建 設 課	長	米 田	和 弘 君
教 育 次	長	曲 里	充 司 君
会 計 管 理 者		坂	昌 美 君
水 道 課	長	長 生	正 信 君
まちづくり課	長	山 本	訓 永 君
美 里 支 所	長	(山 本	訓 永) 君
代表監査委員		菊 本	邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	中 谷 昌 弘 君
次 長	井戸向 朋 紀 君

開 会

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

廣瀬議員及び田代議員から欠席届が出ていますので、報告します。

ただいまから、令和3年第1回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（伊都堅仁君） これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番、西口 優君、8番、北道勝彦君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長から調査結果の報告をお願いします。

議会運営委員長、上柏皖亮君。

（議会運営委員長 上柏皖亮君 登壇）

○議会運営委員長（上柏皖亮君） 皆さん、おはようございます。

去る2月25日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

会期は、本日から3月19日までの18日間と決定しました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症に係る情勢変化によっては、日程変更もあり得ることを申し添えて、報告を終わります。

（議会運営委員長 上柏皖亮君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から3月19日までの18日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から３月１９日までの１８日間と決定しました。

◎日程第３ 諸般の報告について

○議長（伊都堅仁君） 日程第３、諸般の報告をお願いします。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告が提出されております。お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりであります。

この際、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 皆さん、おはようございます。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、令和３年紀美野町議会第１回定例会を招集いたしましたところ、議員各位をはじめ関係者の皆様方には、何かと御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対しまして、心より厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災から間もなく１０年を迎えようとしていますが、去る２月１３日には、福島県沖を震源とした震度６強の地震が発生をいたしました。厳寒の中、この地震により、被害に遭われました方々に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

また、昨年２月１３日に、和歌山県内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認されてから１年が経過しました。この間、町民の皆様方には、日常生活の中で様々な感染防止対策を講じておられ、その御協力に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

コロナ禍が長期化する中、去る２月１７日には、待望の新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種がコロナに対応する医療従事者へ開始されました。今後ワクチンの接種対象者は、医療従事者から高齢者、基礎疾患がある人、高齢者施設従事者、そして一般町民にと順次拡大する予定でありますので、町といたしましても万全の準備を整え、しっかり対応してまいる覚悟でございます。

また先般、消防庁舎建設検討委員会委員長より、建設候補地検討結果の報告をいただきました。これを基に、建設候補地の選定を進めてまいりたいと考えてございます。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第３号から議案第４３号までの４１件

と諮問第1号から諮問第4号までの4件であります。

条例の制定に関する案件が3件、条例の一部を改正する案件が11件、条例の廃止に関する案件が3件、組合規約の変更について、新町まちづくり計画の変更について、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意の案件が3件、教育委員会教育長の任命の同意に関する案件、教育委員会委員の任命の同意に関する案件、損害賠償の額を定める案件、令和2年度一般会計及び特別会計等の補正予算に関する案件が7件、令和3年度の一般会計及び特別会計予算等に関する案件が9件、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることへの案件が4件であります。

令和2年度一般会計補正予算で主なものにつきましては、公共施設等を整備していく基金を設置し、その積立金として10億円を、かじか荘の本館撤去工事に伴う費用として9,392万6,000円を計上してございます。

また、令和3年度一般会計当初予算につきましては、予算総額が71億8,440万で、対前年度比9,270万円増額、率にいたしまして1.3%増となっております。

歳入では、町税は7億3,292万7,000円で、対前年度比2,846万2,000円の減額となっております。地方譲与税は、前年度比1,381万円減を見込んでいます。また、地方特例交付金で新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が新たに設けられ、1,000万円を計上してございます。

歳出では、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種や小中学校の給食費の無償化をはじめ、地上デジタル放送設備の機器更新、星の動物園リニューアル記念イベント、道の駅整備のための検討委員会の立ち上げなどの事業の費用を計上いたしております。また、西部簡易水道事業会計予算では、下佐々浄水場の更新事業に伴う予算も計上してございます。

このコロナ禍におきましても、当町には少子高齢化対策、産業、観光、健康、道路整備、災害対策はもとより、役場の事務改善など早急に取り組むべき課題が山積をいたしております。議員各位をはじめ町民の皆様の御理解と御協力の下、予算を確保しつつ全力で取り組んでまいり所存でございます。

さて、現在、建設課の職員は、本庁と美里支所に分かれて業務を行っております。管理業務や地区の要望対応がスムーズかつ効果的に行えるよう、令和3年4月以降、建設課の組織を見直し、地籍調査係を除く業務を全て本庁に移す計画でございます。つまり本庁では、土木、農林、管理、下水道を担当し、美里支所は、地籍調査係となります。

なお、まちづくり課と住民室につきましては、従来どおりでございます。御理解を賜りたく存じます。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いをいたしまして、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 次に、一般質問の通告は、3月3日、午後2時までに提出願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、執行部の皆様に申し上げます。

これから議案説明に入りますが、議案数が多いため、議案の説明は簡潔にお願いしたいと思います。説明の際には、ページ数を言ってから説明を願いたいと思います。

◎日程第 4 議案第 3 号 紀美野町犯罪被害者等支援条例の制定について

◎日程第 5 議案第 4 号 紀美野町公共施設等整備基金条例の制定について

◎日程第 6 議案第 6 号 紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第 7 議案第 17 号 紀美野町情報通信センター条例を廃止する条例について

◎日程第 8 議案第 18 号 紀美野町瀬藤敏宏・千津子学校及び保育所環境整備促進基金条例を廃止する条例について

◎日程第 9 議案第 19 号 紀美野町河川浄化推進事業基金条例を廃止する条例について

◎日程第 10 議案第 21 号 新町まちづくり計画の変更について

○議長（伊都堅仁君） 日程第4、議案第3号、紀美野町犯罪被害者等支援条例の制定について、日程第5、議案第4号、紀美野町公共施設等整備基金条例の制定について、日程第6、議案第6号、紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第17号、紀美野町情報通信センター条例を廃止する条例について、日程第8、議案第18号、紀美野町瀬藤敏宏・千津子学校及び保育所環境整備促進基金条例を廃止する条例について、日程第9、議案第19号、紀美野町河川浄化推進事業基金条例を廃止する条例について、及び日程第10、議案第21号、新町まちづくり計画の変更について、一括議題とします。

説明を願います。

総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第3号、紀美野町犯罪被害者等支援条例の制定について。

紀美野町犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和3年3月2日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございますが、犯罪被害者等の支援に関する基本理念及び必要事項を定めるため、紀美野町犯罪被害者等支援条例を制定するものでございます。

犯罪被害者等は、犯罪等による身体的・精神的な苦痛のみではなく、2次的被害、生活上及び経済上の負担等、様々な面で尊厳を奪われます。本条例において、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、または軽減し、再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまで、必要な支援を途切れなく受けることができることを最も重要な基本理念としてございます。

次の2ページを御覧ください。

紀美野町犯罪被害者等支援に関する条例でございます。

第1条で、本条例の目的。

第2条で、用語の定義。

第3条で、基本理念。

第4条で、町の責務。

3ページにわたりまして、第5条で町民の責務。

第6条で、事業者の責務。

第7条で、相談窓口の設置。

第8条では、犯罪被害者等の経済的な負担の軽減を図るため、見舞金を支給すること。

第9条では、犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、町営住宅への入居の優遇措置等を行うこと。

第10条で、支援を推進する体制整備。

第11条では、支援の推進に寄与する人材の育成について。

第12条には、犯罪被害者等支援団体への支援について。

第13条では、町民への理解を深めるための啓発活動の推進について、それぞれ規定してございます。

4ページにわたりまして、附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行します。

第8条の規定は、施行日以後に行われる犯罪等に係る犯罪被害者等見舞金について適応するものでございます。

以上、簡単ですが、議案第3号の説明とさせていただきます。

議案書の5ページを御覧ください。

議案第4号、紀美野町公共施設等整備基金条例の制定について。

紀美野町公共施設等整備基金条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和3年3月2日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございますが、公共施設等の整備に要する経費の財源を確保するため、紀美野町公共施設等整備基金条例を制定するものでございます。

公共施設等の新築・改修、公共用地の取得や造成、解体撤去など、整備等に要する費用の財源に充てるものでございまして、公共施設等の整備を計画的・継続的・安定的に行っていくための基金設置でございます。

次の6ページを御覧ください。

紀美野町公共施設等整備基金に関する条例でございます。

第1条には、基金を設置する目的。

第2条には、基金に積み立てる額。

第3条は、基金に属する現金の管理。

第4条は、運用から生じる収益の処理。

第5条は、財政上、必要があると認めたときは基金に属する現金を繰替運用ができること。

第6条では、1号から3号に規定するものに限り処分できること。

第7条は、委任について、それぞれ規定してございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行します。

以上、簡単ではございますが、議案第4号の説明とさせていただきます。

議案書の9ページをお開きください。

議案第 6 号、紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和 3 年 3 月 2 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、職員が働きながら育児または介護がしやすい環境を整えるため、早出・遅出ができるよう紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正を行うものでございます。

この改正は、国・県に準拠するものでありまして、職員の早出・遅出出勤を新設することにより、職員が働きながら育児や介護がしやすい環境を整えることができるようになります。

10 ページをお開きください。

紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

条例の一部を改正する条例等に係る新旧対照表、3 ページも併せて御覧ください。

第 8 条の 3 の次に、育児または介護を行う職員の早出・遅出勤務を規定する第 8 条の 4 を加えるものでございます。

ここでいう育児とは、小学校就学の始期に達するまでの子であり、要介護者とは、日常生活に支障がある配偶者や父母等でございます。

当町の勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までですが、早出勤務の場合は午前 7 時 30 分から午後 4 時 15 分まで、遅出勤務の場合は午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分までと規則で定める予定でございます。

附則としまして、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、議案第 6 号の説明とさせていただきます。

議案書の 34 ページをお開きください。

議案第 17 号、紀美野町情報通信センター条例を廃止する条例について。

紀美野町情報通信センター条例を次のとおり廃止したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和 3 年 3 月 2 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございますが、紀美野町情報通信センターとしての本来の用途利用を廃止することに伴い、紀美野町情報通信センター条例を廃止するものでございます。

この情報通信センターは、質の高い教育・文化、環境づくり事業、地域内外の交流を促進する事業、行政機能の効率化及び住民サービスの向上を促進する事業を推進する拠点として平成１１年から設置していたものでございますが、町の合併により、本庁にその機能が集約され、情報通信センターとしては一部の用途しか利用されていない状況でありましたので、廃止に至ったものでございます。

３５ページを御覧ください。

紀美野町情報通信センター条例は、廃止する。

附則として、この条例は、令和３年４月１日から施行するものでございます。

以上、簡単ですが、議案第１７号の説明とさせていただきます。

次のページ、議案書の３６ページをお開きください。

議案第１８号、紀美野町瀬藤敏宏・千津子学校及び保育所環境整備促進基金条例を廃止する条例について。

紀美野町瀬藤敏宏・千津子学校及び保育所環境整備促進基金条例を次のとおり廃止したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和３年３月２日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございますが、所期の目的を達成したため、紀美野町瀬藤敏宏・千津子学校及び保育所環境整備促進基金条例を廃止するものでございます。

この基金は、次代を担う町の宝である子供の健やかな成長を願い、子供の多様な可能性を育む町の学校教育の振興と充実を目的とした教育環境の整備を図るため、また、安心して子供を産み育てることができる保育環境を図るための事業に充てるため設置していた基金でございます。

３７ページを御覧ください。

紀美野町瀬藤敏宏・千津子学校及び保育所環境整備促進基金条例は、廃止する。

附則としまして、この条例は、令和３年４月１日から施行するものでございます。

以上で、議案第１８号の説明とさせていただきます。

議案書の３８ページをお開きください。

議案第１９号、紀美野町河川浄化推進事業基金条例を廃止する条例について。

紀美野町河川浄化推進事業基金条例を次のとおり廃止したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和３年３月２日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございますが、所期の目的の達成及び現下の情勢を踏まえ、紀美野町河川浄化推進事業基金条例を廃止するものでございます。

この基金は、河川浄化利用の円滑な推進に要する費用、とりわけ合併浄化槽設置に係る補助金に充てるために設置していた基金でございます。

３９ページを御覧ください。

紀美野町河川浄化推進事業基金条例は、廃止する。

附則としまして、この条例は、令和３年４月１日から施行するものでございます。

以上、議案第１９号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の４２ページをお開きください。

議案第２１号、新町まちづくり計画の変更について。

新町まちづくり計画について、別添のとおり変更したいので、市町村の合併の特例に関する法律第５条第７項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和３年３月２日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございますが、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、東日本大震災の被災市町村以外の市町村において、合併特例債の発行可能期間が、合併が行われた年度及び１５年度から、合併が行われた年度及び２０年度に延長することができるとなったため、新町まちづくり計画の再度の変更を行うものでございます。

新町まちづくり計画は、合併前に設置されました野上町・美里町合併協議会において、新町のまちづくりの方向性を示すことを目的に、平成１８年１月に制定された計画でございます。期間延長により、平成２７年３月に変更いたしましたが、再度の期間延長による計画を変更することで、令和７年度まで合併特例債を活用することができるものでございます。

計画の主な変更は、あくまでも合併特例債の発行期限を延長することを目的とした必要最小限の変更としておりますとともに、数値や文言等につきましては、直近のもので表記してございます。本来、変更箇所ごとに詳しく説明申し上げるのが本筋だと思いますが、新町まちづくり計画と、新町まちづくり計画の新旧対照表もお配りしてございますので、御高覧いただきたく、よろしくお願いをいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第２１号の説明とさせていただきます。どう

かよろしく願いをいたします。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時32分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時32分)

◎日程第11 議案第 5号 紀美野町保育所条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

◎日程第12 議案第10号 紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につい
て

◎日程第13 議案第12号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第11、議案第5号、紀美野町保育所条例の廃止に伴
う関係条例の整理に関する条例の制定について、日程第12、議案第10号、紀美野町
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について、及び日程第13、議案第12号、紀美野町介護保険条例の一部
を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。

保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、議案書の7ページをお開きください。

議案第5号、紀美野町保育所条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に
ついて。

紀美野町保育所条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定した
いので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由につきましては、紀美野町保育所条例は、令和元年3月31日をもって廃止

をいたしました。関係条例が未整備のものがあり、今回、整理を行うものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

なお、新旧対照表の1ページ、2ページも併せて御覧ください。

紀美野町保育所条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例。

第1条の紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例については、別表中の「・保育所」を削り、「こども園嘱託医」に変更するものでございます。

第2条の紀美野町心身障害児就学指導委員会条例については、第3条第2項第2号中、「保育所」を「こども園」に改めるものでございます。

第3条の紀美野町保育所入所実施基準条例は、廃止するものでございます。

なお、こども園の入所基準については、紀美野町認定こども園条例により、現在運用しているところでございます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、簡単ですが、議案第5号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書18ページをお開きください。

議案第10号、紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正を行うものでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

なお、新旧対照表の10ページも併せて御覧ください。

紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

紀美野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第2条第18号中、「法第43条第3項」を「法第43条第2項」に改めるものでございます。

なお、この条例は、保育を行う施設が適切な運営を行っているのか確認するために、その運営基準を定めたものでございます。

第2条第18号は、特定地域型保育事業の定義を定めたもので、子ども・子育て支援法の改正に伴い、適用条項の変更を行うものでございます。

特定地域型保育事業とは、0歳から2歳を対象とする20人未満の小規模な保育事業です。町内で特定地域型保育事業を行っている施設はありませんが、子ども・子育て支援法の改正により、運営基準を定める必要があり、条例を制定しているものでございます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、簡単ですが、議案第10号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の22ページを御覧ください。

議案第12号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について。

紀美野町介護保険条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由ですが、令和3年度から5年度までの介護保険料率を定めるとともに、平成30年度及び令和2年度税制改正により、紀美野町介護保険条例の改正を行うものでございます。

23ページを御覧ください。

紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきます。

新旧対照表の12ページを御覧ください。

平成30年度から令和2年度までの第7期の介護保険料率を基準額、月額6,780円を、令和3年度から令和5年度までの第8期では240円引上げ、7,020円とし、第4条に規定している各号に係る第1号被保険者の区分に応じて保険料率を変更するものでございます。

引上げの理由といたしましては、65歳以上の第1号被保険者数は、人口の減少に伴い減少しておりますが、消費税の引上げや介護従事者への処遇改善加算、そして75歳

以上の高齢者の増加に伴い、要介護認定者が増えるため、介護給付費が増加すると見込んでいるためでございます。

また、第4条6号のイにつきましては、令和2年度税制改正により、全国的に人口が減少する中、都市計画区域内の未利用土地等の、いわゆる空き地・空き家などの譲渡を促進するため、低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除が新たに創設されたことに伴う改正でございます。

次に、新旧対照表の13ページを御覧ください。

第1号被保険者の第7号及び第8号は、国が行った各保育者の所得分布調査に基づき、介護保険法の施行規則の一部が改正されたことに伴い、合計所得金額を200万円未満から210万円未満へ、300万円未満から320万円未満へ変更するものでございます。

次に、新旧対照表の14ページ中段以降の2項から4項は、いわゆる第1段階から第3段階の方の低所得者の保険料軽減について行うもので、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険料の変更に伴い、変更するものでございます。

続いて、新旧対照表の14ページから15ページにかけての附則第12条を御覧ください。

平成30年度税制改正により、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が、一律10万円引き下げられます。そのため従前の保険料段階よりも段階が上がり、負担が増加することから、不利益が生じないように合計所得金額から10万円の控除を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の24ページを御覧ください。

施行期日です。この条例は、令和3年4月1日から施行します。経過措置といたしましては、改正後の紀美野町介護保険条例の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例によるものです。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いします。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

◎日程第14 議案第 7号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
例及び紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部を
改正する条例について

◎日程第15 議案第14号 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１４、議案第７号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例及び紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第１５、議案第１４号、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。

企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、議案書の１１ページをお開きください。

議案第７号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例及び紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例及び紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。道の駅の建設に当たり、道の駅建設に関して審議するための紀美野町道の駅検討委員会を設置するため関係条例の改正を行うものでございます。

議案書１２ページ、並びに新旧対照表の４ページから５ページを併せて御覧いただきたいと思います。

紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例及び紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正。

第１条、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

別表、まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員の項の次に、次のように加える。
道の駅検討委員会委員、日額、６,０００円。

紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正。

第２条、紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

別表、町長の部中、「紀美野町男女共同参画推進委員会、男女共同参画の推進及び基本計画策定についての調査及び審議に関する事務」を、「紀美野町道の駅検討委員会、道の駅の建設に関し、必要な事項についての審議に関する事務。紀美野町男女共同参画

推進委員会、男女共同参画の推進及び基本計画策定についての調査及び審議に関する事務」に改める。

附則としまして、この条例は、令和３年４月１日から施行する。

改正内容を簡単に御説明いたします。

道の駅の建設に当たり、道の駅建設に関して必要な事項を審議するために紀美野町道の駅検討委員会を設置していきたいものでございます。

これに伴いまして、第１条は、地方自治法第２０３条の２の規定に基づき、紀美野町特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償条例別表の改正を行うものでございます。

第２条は、地方自治法第１３８条の４第３項の規定に基づき、町の執行機関の附属機関として当該検討委員会を設置するため紀美野町執行機関の附属機関に関する条例別表の改正を行うものでございます。

以上、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例及び紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第１４号の説明をさせていただきます。

議案書の２７ページをお開きください。

議案第１４号、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について。

紀美野町営住宅条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。所得税法の改正、紀美野町犯罪被害者等支援条例の制定並びに神原第１団地、神原第２団地及び神原第３団地の用途廃止に伴い、紀美野町営住宅条例の改正を行うものでございます。

議案書２８ページ並びに新旧対照表の１７ページから１８ページを併せて御覧いただきたいと思います。

紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例。

紀美野町営住宅条例の一部を次のように改正する。

第９条第４項中、「寡婦」を「ひとり親」に改め、「配偶者からの暴力に係る被害者」の次に「、犯罪被害者（その家族又は遺族を含む。）」を加える。

別表、神原第1団地の項から神原第3団地の項までを削る。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第4項の改正規定（「配偶者からの暴力に係る被害者」の次に「、犯罪被害者（その家族又は遺族を含む。）」を加える部分に限る。）は、令和3年4月1日から施行する。

改正内容を説明いたします。

第9条第4項の改正規定につきましては、所得税法の改正によるひとり親の定義の新設に伴い、紀美野町営住宅条例第9条第4項に規定する優先入居者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦を20歳未満の子を扶養しているひとり親に改めるもの、及び紀美野町犯罪被害者等支援条例の制定に伴い、紀美野町営住宅条例第9条第4項に規定する優先入居者に犯罪被害者（その家族または遺族を含む。）を追加するものでございます。

また、別表、神原第1団地の項から神原第3団地の項までを削る改正規定につきましては、神原第1団地、神原第2団地及び神原第3団地の用途廃止に伴いまして、本条例から削除するものでございます。

以上、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

（企画管財課長 坂 詳吾君 降壇）

◎日程第16 議案第8号 紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について

◎日程第17 議案第27号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（伊都堅仁君） 日程第16、議案第8号、紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について、及び日程第17、議案第27号、損害賠償の額を定めることについて、一括議題とします。

説明を願います。

建設課長、米田君。

（建設課長 米田和弘君 登壇）

○建設課長（米田和弘君） それでは、議案書の13ページをお願いします。

議案第8号、紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について。

紀美野町手数料条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。土地の分・合筆等に係る測量や位置確認などに地籍調査の成果を利用する際の住民の利便性向上のため、紀美野町手数料条例の改正を行うものでございます。

次の14ページを御覧ください。恐れ入りますが、新旧対照表は6ページを併せて御覧ください。

紀美野町手数料条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表38の項を次のように改めるということで、改正点を申し上げます。

改正前は、図根点座標値2点1組につき500円であったものを、改正後、20点までごとにつき500円に、筆界点番号図1筆につき300円とありましたのを地籍集成図に表示することができるため、この行を削除し、地籍管理システムによる図面の交付につきましては、申請される方が所有者等の異動更新を伴った図面を必要とされることから、地籍図と表記していたところを地籍集成図に改める改正でございます。

附則といたしまして、施行期日は、令和3年4月1日から施行すること、経過措置は、この条例の施行の際、現になされている申請に係る手数料については、なお従前の例によるものとしてございます。

地籍調査の成果を利用する近年の利用者の申請状況等を鑑み、土地の利活用の活性化を期待し、地籍調査成果を活用する利用者の利便性を向上させるものでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の48ページをお願いいたします。

議案第27号、損害賠償の額を定めることについて。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第2項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出 紀美野町長 寺本光嘉

まず、今回、この損害賠償が発生したことについて、改めておわび申し上げます。今後このようなことが発生しませんよう、コンプライアンスの徹底を強化してまいりたいと存じます。

それでは、議案について御説明させていただきます。

1、損害賠償の相手方は、国となります。

2、損害賠償の理由につきましては、令和元年度黒沢橋修繕工事第2工区において、前建設課長による入札談合等勧誘行為の排除及び防止、並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反、及び公契約関係競売入札妨害事件が発覚し、執行猶予つきの実刑判決が下され、本判決を受け、当該工事に係る社会資本整備総合交付金事業の交付金が減額されることに伴い、今回3月補正で計上し、賠償金を支払うものでございます。

3、損害賠償の額は、162万9,579円でございます。この損害賠償額につきましては、建設工事請負契約書第46条の2、賠償の予定の規定で、工事受注者は当該工事の入札に関し行った行為について、刑法の公契約関係、競売等妨害の規定等による刑が確定した場合、賠償金として契約金額の10分の2に相当する額を工事発注者に支払わなければならないこととなっており、当該工事受注者から契約金額1,277万1,000円の10分の2に相当する額の賠償金が納付されたことを受け、その額の社会資本整備事業橋りょう長寿命化補助金補助率の63.8%に当たる162万9,579円を国に返納するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

◎日程第18 議案第9号 紀美野町星の動物園条例の一部を改正する条例について

○議長(伊都堅仁君) 日程第18、議案第9号、紀美野町星の動物園条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。

教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長(曲里充司君) 議案書の15ページをお開きください。

議案第9号、紀美野町星の動物園条例の一部を改正する条例について。

紀美野町星の動物園条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。紀美野町星の動物園のリニューアルオープンに伴い、紀美野町星の動物園条例の改正を行うものでございます。

議案書の16ページでございます。

紀美野町星の動物園条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町星の動物園条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の7ページから9ページも併せて御覧ください。

第3条中の改正でございます。このたび、令和元年度、令和2年度の星の動物園環境整備事業において、新たに大型展望デッキとプラネタリウム棟の整備を行いました。そのうち、プラネタリウム棟の施設名を宇宙の宙と書いて「そら」、学舎と書いて「まなびや」、宙の学舎（そらのまなびや）という施設名とするものでございます。

また、バンガローの近くにあります現情報通信センターの一部修繕を行い、バンガローの受付業務等を行うため、管理棟として整備するものでございます。

続きまして、第7条中の改正、休館日でございます。バンガローにつきましては、年中無休となります。みさと天文台につきましては、現行と同じく月曜日、火曜日が休館日となるものでございます。

第8条中の改正、利用時間でございます。みさと天文台の開館時間を午後2時からに改めるものでございます。

続きまして、別表の改正でございます。バンガローにつきましては、宿泊定員を1棟につき8名から6名に、中学生以上5,500円を、中高生は小学生と同じく3,300円に改めるものです。

また、12月1日から翌年2月末日までの閑散期につきましては、1棟4名までは1万3,200円に、1名追加ごとに小中高生は1,980円、一般は3,300円に改めるものでございます。

天体観望会は、1回当たり小中高生は200円、一般は1,500円に、12月1日から翌年2月末日までは、一般のみ1,000円に改めるものでございます。

みさと天文台の午後2時から午後10時までの貸切りににつきましては、5万円に改めるものです。

プラネタリウムの使用につきましては、小中高生100円、一般500円と定めるものでございます。

附則でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、紀美野町星の動物園条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

◎日程第 19 議案第 11 号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第 19、議案第 11 号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。

税務課長、湯上君。

(税務課長 湯上増巳君 登壇)

○税務課長 (湯上増巳君) それでは、私からは議案第 11 号について、御説明をさせていただきます。

議案書の 20 ページをお開きください。

議案第 11 号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 2 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、紀美野町国民健康保険税条例を改正するものでございます。

次の 21 ページを御覧ください。新旧対照表では、11 ページを併せて御覧ください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものでございます。

第 4 条につきましては、国民健康保険の被保険者に係る医療給付費分の資産割額を、100 分の 30 から 100 分の 25 に 5 ポイント引き下げる改正でございます。

次に、第 7 条につきましては、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額を 100 分の 6 から 100 分の 5 に 1 ポイント引き下げる改正でございます。

次に、9 条につきましては、介護納付金課税被保険者に係る資産割額を 100 分の 6 から 100 分の 5 に 1 ポイント引き下げる改正でございます。

次に、附則でございます。施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

適用区分は、この条例による改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和２年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

今回の改正につきましては、平成２７年５月２７日に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都道府県が国民健康保険事業の財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの運営方針を定めたことにより、改正が必要となったものでございます。

以上、簡単でございますが、御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（税務課長 湯上増巳君 降壇）

◎日程第２０ 議案第１３号 紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第２０、議案第１３号、紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。

産業課長、吉見君。

（産業課長 吉見将人君 登壇）

○産業課長（吉見将人君） それでは、議案書の２５ページをお開きください。

議案第１３号、紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について。

紀美野町公衆便所条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、今西公衆便所の施設移転に伴い、紀美野町公衆便所条例の改正を行うものでございます。

次の２６ページを御覧ください。

紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例についてでございます。

新旧対照表の１６ページも併せて御覧ください。

紀美野町公衆便所条例の一部を次のように改正する。

別表、今西公衆便所の項中、「紀美野町今西３２６番地」を、「紀美野町今西３２７番地３」に改める。

今回の改正につきましては、老朽化していた今西地区の公衆便所を令和２年度におい

て改修し、その際、設置場所を道沿いに移転したことに伴いまして、改正を行うものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 13 号の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

◎日程第 21 議案第 15 号 紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第 22 議案第 16 号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 21、議案第 15 号、紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第 22、議案第 16 号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。

消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長（家本 宏君） それでは、議案書 29 ページをお開きください。

議案第 15 号、紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 2 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。消防団員の処遇の改善を目的として、班長及び団員の年額報酬の引き上げを行うため、紀美野町消防団の設置等に関する条例の改正を行うものでございます。

30 ページをお開きください。

なお、新旧対照表 19 ページも併せて御覧いただきたいと思います。

紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町消防団の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項の表を次のように改める。

この表でございますが、消防団員の報酬を区分ごとに表記したものでございまして、新旧対照表のとおり、班長の報酬を年額 2 万円から 2 万 1,000 円に、団員の報酬を

年額 1 万 9, 0 0 0 円から 2 万円に改正するもので、附則として、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行するとしてございます。

御審議の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、31 ページを御覧ください。

議案第 16 号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について。

紀美野町火災予防条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 2 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴いまして、紀美野町火災予防条例の改正を行うものでございます。

32 ページをお開きください。

なお、新旧対照表は、20 ページから 23 ページとなりますので、併せて御覧いただきたいというように思います。

紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例。

紀美野町火災予防条例の一部を次のように改正する。

以降に関しましては、改正後の条文順に御説明をさせていただきたいと思います。

第 8 条の 3 第 1 項は、燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準を定めていますが、火を使用する設備等の設置の届出について規定している第 44 条第 10 号は、新たな項目に変更されたため、条文の整理を行うものでございます。

次に、第 11 条の 2 に関してですが、対象火気設備等のうち、急速充電設備の全出力の上限を 200 キロワットまで拡大し、同設備の位置、構造及び管理に関する基準の改正を行うとともに、号の変更に伴う字句の整理を行うものでございます。

第 1 号では、屋外に設置する際に、建築物から 3 メートル以上の離隔距離を保つこととされました。

第 13 号では、コネクタの落下防止措置を講ずることとされました。

第 14 号では、充電用ケーブルの冷却措置と異常検知時の自動停止措置を講ずることとされました。

第 15 号では、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものについて、出力の切替えに係る開閉器の異常検知措置と、異常検知時の自動停止措置を講ずることと

されました。

第16号では、蓄電池を内蔵するものについて、温度及び制御機能の異常検知措置と異常検知時の自動停止措置を講ずることとされました。

また、第44条第10号では、全出力50キロワット以下のものを除く急速充電設備については、消防署へ設置の届出を要することとされたほか、号の変更に伴い、字句の整理を行うものでございます。

なお、附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するとし、施行の際、必要となる経過措置を定めてございます。何とぞ御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

◎日程第23 議案第20号 国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更に関する協議について

○議長（伊都堅仁君） 日程第23、案第20号、国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更に関する協議について、議題とします。

説明を願います。

住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長（仲岡みち子君） 議案書の40ページを御覧ください。

議案第20号、国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、国民健康保険野上厚生病院組合規約を次のとおり変更したいので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和3年3月2日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく障害児相談支援事業に関する事務を共同処理するとともに、所要の規約の整備を行うため、規約の変更を行うものでございます。

改正内容を要約いたしますと、障害者自立支援法が一部改正され、障害者総合支援法に改正された際、指定相談支援事業が指定特定相談支援事業に変更となり、その内容が、

障害者自立支援法の計画相談支援の対象者と児童福祉法の障害児相談支援の対象者となりました。今回、国民健康保険野上厚生病院では、児童福祉法に基づく障害児相談支援事業を新たに行うに当たり、規約の改正が必要となったものでございます。

次の４１ページを御覧ください。

国民健康保険野上厚生病院組合規約の一部を改正する規約。

国民健康保険野上厚生病院組合規約の一部を次のように改正する。

なお、これ以降につきましては、新旧対照表の２４ページと併せて後ほど御高覧賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

附則でございます。この規約は、和歌山県知事の許可の日から施行する。

以上でございます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前１０時２３分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前１０時３８分)

◎日程第２４ 議案第２２号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

◎日程第２５ 議案第２３号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

◎日程第２６ 議案第２４号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

◎日程第２７ 議案第２５号 教育委員会教育長の任命の同意について

◎日程第２８ 議案第２６号 教育委員会委員の任命の同意について

◎日程第２９ 諮問第 １号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第３０ 諮問第 ２号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第３１ 諮問第 ３号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第３２ 諮問第 ４号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

て

○議長（伊都堅仁君） 日程第２４、議案第２２号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、日程第２５、議案第２３号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、日程第２６、議案第２４号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、日程第２７、議案第２５号、教育委員会教育長の任命の同意について、日程第２８、議案第２６号、教育委員会委員の任命の同意について、日程第２９、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、日程第３０、諮問第２号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、日程第３１、諮問第３号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、及び日程第３２号、諮問第４号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、一括議題とします。

説明を願います。

町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） それでは、議案書の４３ページをお願いいたします。

議案第２２号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は若林 豊、生年月日は昭和２２年２月８日生まれ、住所は、紀美野町下佐々４６８番地でございます。

詳細につきましては、別紙の議案等の参考資料というのを見ていただければ、なお詳細について分かるものと思います。

これにつきまして、提案理由につきましては、令和３年３月３１日をもって任期満了となりますので、委員の選任をするため、提案をさせていただくものでございます。

続きまして、４４ページ、これにつきましても固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてでございます。

以下、省略させていただいて、氏名は、楠木幸雄、昭和１７年９月２４日生まれ、住所は、紀美野町動木９０番地１でございます。

同じく提案理由につきましては、３月３１日をもって任期満了となります。委員の選任をするための提案させていただくものでございます。

引き続き、４５ページ、議案第２４号、同じく固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてでございます。

以下、省略させていただいて、氏名は、岩本介伸、生年月日は、昭和２５年１２月２５日生まれ、住所は、紀美野町北野８１番地でございます。

提案理由につきましては、同じく３月３１日をもって任期満了となりますので、委員の選任をさせていただくものでございます。

この詳細につきましては、この資料を御覧いただき、御審議のほどよろしく願いをいたします。

続きまして、４６ページ、議案第２５号、教育委員会の教育長の任命の同意についてでございます。

下記の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は、東中啓吉、生年月日は、昭和２９年９月１１日生まれ、住所は、紀美野町毛原下３０番地でございます。

提案理由につきましては、令和３年３月１７日をもって任期が満了するため、引き続き教育長の任命について提案させていただくものでございます。

詳細につきましては、先ほども申し上げましたこの資料、これを参考にさせていただいたらと思います。

続きまして、ページ４７ページ、議案第２６号、教育委員会委員の任命の同意についてでございます。

以下、省略させていただいて、氏名は、上田保則、生年月日は、昭和３１年３月２９日生まれ、住所は、紀美野町下佐々４４５番地３でございます。

これは、提案理由といたしましては、令和３年３月２３日をもって任期が満了するため、委員の任命について提案をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、資料を参考にさせていただいたらと思います。

続きまして、諮問事項という別冊でございますが、ページ１ページを御覧ください。

諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

氏名は、南條俊樹。生年月日は、昭和２３年４月５日生まれ。住所は、紀美野町毛原宮１６６番地２でございます。

提案理由につきましては、令和３年６月３０日をもって任期が満了するため、引き続き委員候補者として推薦を行うものでございます。

詳細につきましては、この資料を御覧いただいたと思います。

引き続きまして、２ページ、諮問第２号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてということで、以下省略させていただいて、氏名は、西浦民子。生年月日は、昭和３０年１月１４日生まれ。住所は、紀美野町野中２４５番地。

提案理由につきましては、令和３年６月３０日をもって任期満了となるため、引き続き委員候補者として推薦を行うものでございます。

続きまして、３ページ、諮問第３号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてということで、以下省略させていただいて、氏名は、浦 貴子。生年月日は、昭和３２年６月２３日生まれ。住所は、紀美野町小畑５８６番地でございます。

提案理由につきましては、令和３年６月３０日をもって任期が満了するため、引き続き委員候補者として推薦を行うものでございます。

引き続きまして、４ページをお願いいたします。

諮問第４号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてということで、以下省略させていただいて、氏名は、中野卓哉。生年月日は、昭和３３年１１月２７日生まれ。住所は、紀美野町福井１１１１番地１３。

提案理由につきましては、令和３年６月３０日をもって現委員の任期が満了となるため、新たに委員の候補者の推薦を行うものでございます。

以下、詳細につきましては、議案等、参考資料というのを見ていただきまして、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

◎日程第３３ 議案第２８号 令和２年度紀美野町一般会計補正予算（第１２号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第３３、議案第２８号、令和２年度紀美野町一般会計補正予算（第１２号）について、議題とします。

説明を願います。

総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは、議案書の49ページをお開きください。

議案第28号、令和2年度紀美野町一般会計補正予算(第12号)。

令和2年度紀美野町の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10億6,152万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ102億6,290万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月2日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算に関する説明書に沿って説明させていただきます。お配りしてございます予算説明資料も併せて御覧いただきたく存じます。

それでは、予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

14款使用料及び手数料、2項3目土木手数料4,000万円の増額補正で、建設残土処理手数料でございます。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金15万9,000円の減額補正で、国民健康保険基盤安定負担金でございます。

3目災害復旧費国庫負担金1,499万2,000円の減額補正で、公共土木施設災害復旧費負担金でございます。

2項1目総務費国庫補助金1,798万7,000円の減額補正で、住宅建築物耐震改修等事業費と、特別定額給付金の給付に係る補助金の減額でございます。

2目民生費国庫補助金30万4,000円の増額補正で、障害者の地域生活支援事業費補助金でございます。

3目衛生費国庫補助金266万4,000円の減額補正で、合併浄化槽設置整備に係る循環型社会形成推進交付金でございます。

5目教育費国庫補助金200万円の増額補正で、学校保健特別対策事業費補助金でございます。

16款県支出金、1項1目民生費県負担金39万6,000円の減額補正で、国民健康保険基盤安定負担金でございます。

3目農林水産業費県負担金1,565万円の増額補正で、地籍調査事業負担金でございます。

次の4ページをお開きください。

2項1目総務費県補助金394万3,000円の減額補正で、耐震住宅化促進事業費補助金、ほか2件の減額でございます。

3目衛生費県補助金258万2,000円の減額補正で、合併処理浄化槽設置補助金でございます。

4目農林水産業費県補助金2,128万1,000円の減額補正でございます。中山間地域直接支払交付金、ほか3件の減額でございます。

18款寄附金、1項2目ふるさとまちづくり応援寄附金2,200万円の増額補正でございます。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で、10億5,464万円の増額補正でございます。

5目ふるさとまちづくり応援基金繰入金で、121万円の減額補正でございます。

9目森林環境譲与税基金繰入金211万円の減額補正でございます。

次の5ページに移りまして、21款諸収入、3項1目貸付金元利収入1億円の減額補正で、野上厚生病院貸付金の元金でございます。

4項1目雑入で、916万円の増額補正で、海南海草環境衛生施設組合の精算金でございます。

22款町債、1項1目総務債8,920万円の増額補正で、かじか荘本館解体撤去事業に伴うものでございます。

4目土木債710万円の減額補正で、町道サン・リゾートライン改良工事の測量設計委託料が確定したことに伴うものでございます。

5目消防債で、390万円の減額補正で、消防用設備の事業費が確定したことに伴う

ものでございます。

8目災害復旧費で、90万円の増額補正でございます。内訳は、現年補助災害で750万円の減額、現年単独災害で840万円の増額でございます。

新たに10目減収補填債、地方消費税交付金の減収補填のため599万9,000円を計上してございます。

次に、歳出でございます。

歳出では、全般的に減額している項目が多くなってございます。この理由としましては、人件費では主に期末手当の0.05か月分の減額、そして、コロナ禍において実施できなかった事業、または縮小した事業による減額、それから事業実施による実績額確定、または年度末を見据えての見込額による不用額の減額などを随所に計上してございますので、お含みおきくださいますようお願いいたします。

それでは、予算に関する説明書の6ページを御覧ください。

議会費、1項1目議会費222万6,000円の減額補正で、人件費と研修会の中止による旅費等の減額によるものでございます。

2款総務費、1項1目一般管理費704万7,000円の減額補正で、人件費と社会保険、厚生年金保険の掛金の減額によるものでございます。

4目財産管理費9,392万6,000円の増額補正で、かじか荘の本館解体撤去に係るものでございます。

7ページにわたりまして、5目企画費1,480万4,000円の増額補正で、ふるさと納税に係る事業費でございます。

6目電子計算費12万円の減額補正で、人件費の減額です。

8目自治振興費510万円の減額補正で、高齢者タクシー等補助金の交付状況による見込みでございます。

11目防災諸費956万6,000円の減額補正で、住宅耐震改修事業補助金などの交付実績等による見込みでございます。

8ページにわたりまして、12目特別定額給付金給付事業費1,382万4,000円の減額補正で、事業完了に伴う実績金額確定によるものでございます。

13目生活支援給付金給付事業費26万3,000円の減額補正で、事業完了に伴う実績額確定によるものでございます。

2項1目税務総務費19万円の減額補正。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 1 9 万円の減額補正で、いずれも人件費の減額です。

3 款民生費、1 項 4 目障害福祉費 6 0 万 8, 0 0 0 円の増額補正で、電算システム改修委託料でございます。

次の 9 ページに移りまして、1 1 目国民健康保険事業費 5 2 6 万 8, 0 0 0 円の減額補正、1 2 目介護保険事業費 6 6 万円の増額補正、1 3 目 1 8 3 万 6, 0 0 0 円の増額補正で、いずれも特別会計への繰出金でございます。

2 項 2 目青少年対策費 6 0 0 万円の減額補正で、夏祭り実行委員会補助金でございます。

4 目保育所費 2 9 6 万円の減額補正で、人件費でございます。

4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費 5, 2 3 6 万 7, 0 0 0 円の増額補正で、野上厚生病院への負担金でございます。

1 0 ページにわたりまして、4 目環境衛生費 1, 0 7 8 万円の減額補正で、内訳として、簡易水道事業補助金で 2 2 万円の増額、簡易水道事業特別会計繰出金で 1, 1 0 0 万円の減額でございます。

2 項 3 目し尿処理費 7 7 4 万 8, 0 0 0 円の減額補正で、実績に応じた合併処理浄化槽設置補助金の減額でございます。

5 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費 2, 4 2 7 万 4, 0 0 0 円の減額補正で、各事業の実績に応じて減額するものでございます。

6 目地籍調査事業費 2, 8 0 7 万 7, 0 0 0 円の増額補正でございます。

1 1 ページに移りまして、2 項 1 目林業総務費 1, 4 1 5 万 3, 0 0 0 円の減額補正で、各事業の実績に応じて減額するものでございます。

4 項 1 目山村振興総務費 1, 0 5 8 万 6, 0 0 0 円の減額補正でございまして、定住奨励金は 7 2 万円の増額ですが、他の項目につきましては、実績に応じて減額するものでございます。

次の 1 2 ページを御覧ください。

6 款商工費、1 項 2 目観光費 6 2 1 万円の減額補正で、ふれあい公園オープン 2 0 周年記念イベントの中止や、のかみふれあい公園特別会計への繰出金等でございます。

7 款土木費、土木総務費 1 6 3 万円の増額補正で、社会資本整備総合交付金事業に係る賠償金でございます。

2 項 1 目道路橋りょう維持費 4 7 9 万 9, 0 0 0 円の減額補正、2 目道路橋りょう新

設改良費 7 4 3 万 6, 0 0 0 円の減額補正で、共に実績に応じて減額するものでございます。

1 3 ページに移りまして、消防費、1 項 1 目常備消防費 2 7 9 万 2, 0 0 0 円の減額補正で、人件費の減額です。

2 目非常備消防費 8 1 2 万円の減額補正で、事業の実績に応じて減額するものでございます。

9 款教育費、1 項 2 目事務局費 4 9 万 7, 0 0 0 円の減額補正で、人件費でございます。

3 目教育諸費 2 3 0 万 8, 0 0 0 円の減額補正です。内訳は、新型コロナウイルス感染症対策物品を購入する費用で 4 4 1 万円の増額、その他につきましては、実績に応じて減額するものでございます。

1 4 ページに移りまして、新たに 4 目教育振興費を設け、専門学校事業料等減免補助金 5 0 万 6, 0 0 0 円を計上してございます。

2 項 2 目教育振興費 3 2 万 8, 0 0 0 円の増額補正で、要保護及び準要保護児童生徒の就学援助費でございます。

4 項 1 目社会教育総務費 1 8 万円の減額補正で、人件費でございます。

7 目星の動物園管理運営費、予算の組替えで、補正額の増減はありません。

1 0 款災害復旧費、1 項 1 目道路橋りょう災害復旧費 1, 4 8 1 万円の減額補正で、これは実績額によるものでございます。

2 項 2 目林業施設災害復旧費、財源の振替のため補正額の増減はありません。

1 2 款諸支出金、1 項 9 目ふるさとまちづくり応援基金費 2, 2 0 0 万円の増額補正で、積立金でございます。

1 3 目森林環境譲与税基金費で、1, 2 2 3 万 4, 0 0 0 円の増額補正、積立金でございます。

新たに 1 5 目公共施設等整備基金費を設け、次年度からの公共施設等の維持管理などに係る費用 1 0 億円を基金の積立金として積み立てるものでございます。

議案書の 5 3 ページにお戻りください。

第 2 表、繰越明許費補正でございます。

追加する事業が 1 2 事業ございまして、繰り越す事業費の合計は、3 億 9, 1 6 8 万 1, 0 0 0 円となっております。個々の事業名、事業費につきましては、表記のとお

りでございます。

次の54ページを御覧ください。

第3表、地方債補正でございます。

追加する起債は、減収補填債で、限度額を599万9,000円。

起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行でございます。

利率につきましては、3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率となります。

償還の方法につきましては、政府資金につきましては、その融資条件により銀行、その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものでございます。

変更するものにつきましては、一般単独事業債で、限度額を7,820万円増額の4億640万円に、災害復旧事業債で、限度額を90万円増額の2,830万円にするものでございます。

なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上、議案第28号、令和2年度紀美野町一般会計補正予算（第12号）の説明とさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

（総務課長 細谷康則君 降壇）

◎日程第34 議案第29号 令和2年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

◎日程第35 議案第30号 令和2年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第34、議案第29号、令和2年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、及び日程第35、議案第30号、令和2年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、一括議題とします。

説明を願います。

住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長 (仲岡みち子君) それでは、議案書 55 ページを御覧ください。

議案第 29 号、令和 2 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)。

令和 2 年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 13 億 4,633 万 9,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 2 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次に、予算に関する説明書の 18 ページ、19 ページを御覧ください。

歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、各節の医療給付費の現年課税分のうち特別徴収分、合計 29 万 4,000 円の減額。これにつきましては、新型コロナウイルスの影響により、減免分でございます。

3 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、2 節特別交付金 188 万 3,000 円増額でございます。これにつきましては、特別調整交付金の精算に伴うものでございます。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 526 万 8,000 円の減額でございます。これにつきましては、1、2 節の各保険基盤安定繰入金で 74 万円の減額、また、5 節財政安定化支援事業繰入金につきましても、基盤安定基準額が確定したことに伴い 452 万 8,000 円の減額でございます。

5 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 359 万 5,000 円増額でございます。

次に、歳出における一般財源の財源充当でございます。

補正後の財政調整基金残高は、1 億 8,015 万 7,000 円となります。

8 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目災害等臨時特例補助金 17 万 6,000 円でございます。これにつきましては、新型コロナウイルスの影響による保険税の減免措置に伴う減収補填分でございます。

次に、２０ページ、歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費１１万７,０００円、そして、５款保険事業費、２項１目特定健康診査等医療費１７６万６,０００円、共に一般財源から特定財源への財源振替でございます。

７款諸支出費、１項償還金及び還付加算金、３目保険給付費等交付金償還金、２２節償還金利子及び割引料９万２,０００円の増額でございます。過年度返還金でございます。

以上、簡単ですが、議案第２９号、令和２年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の５９ページを御覧ください。

議案第３０号、令和２年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）。

令和２年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億７,３７９万６,０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和３年３月２日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、予算に関する説明書の２２ページを御覧ください。

歳入でございます。

１款保険料、１項１目後期高齢者医療保険料、１節現年度分特別徴収保険料１８３万６,０００円の減額です。これにつきましては、被保険者数の減少に伴い、当初の調定見込額より減収のため、減額するものでございます。

なお、保険料減収に伴い、３款繰入金、１項１目一般会計繰入金、１節事務費繰入金１８３万６,０００円の増額でございます。

以上、令和２年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の説明とさせていただきます。

以上で、特別会計の２議案の説明といたします。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いいたします。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

◎日程第36 議案第31号 令和2年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第36、議案第31号、令和2年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、議題とします。

説明を願います。

保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、議案書の63ページをお開きください。

議案第31号、令和2年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）。

令和2年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,230万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出 紀美野町長 寺本光嘉

続きまして、令和2年度予算に関する説明書の25ページをお開きください。

歳入でございます。

1款介護保険料、1項1目第1号被保険者保険料で、19万6,000円の減額補正です。新型コロナウイルス感染症の影響により、給与所得が30%以上減少した方の介護保険料の減額を行ったため、減額補正するものでございます。

3款国庫支出金、2項1目調整交付金は、6万1,000円の増額補正です。新型コロナウイルス感染症の影響により、町が介護保険料を減額した額の40%が調整交付金で措置されるものでございます。

なお、令和2年度は、介護保険料の減免した額の40%の14分の11、翌年度、令和3年度に14分の3が交付される予定です。

5目介護保険事業費補助金は、66万円の増額補正です。介護保険システムの改修に伴い、2分の1が補助されるものです。

7目介護保険災害等臨時特例補助金は、11万7,000円の増額補正です。新型コ

コロナウイルス感染症の影響により、町が介護保険料の減免した額の60%が補助されるものでございます。

7款繰入金、1項4目事務費繰入金は、66万円の増額補正です。介護保険システム改修に伴い、その費用の2分の1を繰入れするものです。

続きまして、26ページを御覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費で132万円の増額補正です。令和3年度の介護報酬改定に伴い、給付管理を行っている介護保険システムを改修するものでございます。

次に、4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は、1万8,000円の減額補正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料を減額した額については、調整交付金及び介護保険災害等臨時特例補助金で措置されますが、調整交付金は、令和2年度で全て措置されませんので、令和3年度で措置される金額については基金で対応するため、積立額を減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

◎日程第37 議案第32号 令和2年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長(伊都堅仁君) 日程第37、議案第32号、令和2年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第2号)について、議題とします。

説明を願います。

産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見将人君 登壇)

○産業課長(吉見将人君) それでは、議案書の67ページを御覧ください。

議案第32号、令和2年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度紀美野町の、のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ227万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,496万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出 紀美野町長 寺本光嘉

申し訳ございませんが、予算に関する説明書の29ページをお開きください。

2、歳入でございます。

3款1項1目1節財政調整基金繰入金で、33万3,000円の増額補正としてございます。

続きまして、2項1目一般会計繰入金で、321万円の減額補正でございます。

次に、4款1項1目繰越金で、前年度繰越金60万4,000円の増額補正でございます。これにつきましては、前年度の繰越金が確定したものでございます。

続きまして、30ページを御覧ください。

3、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費で、12節委託料で257万3,000円の減額補正でございます。内訳としましては、施設清掃委託料が、コロナ禍の中で閉園したことも影響しまして減額となっております。

次に、3款1項1目財政調整基金費で、24節財政調整基金積立金で30万円の増額補正となっております。これにつきましては、繰越金の2分の1を下らない額を積み立てるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第32号、令和2年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

（産業課長 吉見将人君 降壇）

◎日程第38 議案第33号 令和2年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

◎日程第39 議案第34号 令和2年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第38、議案第33号、令和2年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、及び日程第39、議案第34号、令和2年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第4号）について、一括議題とします。説明を願います。

水道課長、長生君。

(水道課長 長生正信君 登壇)

○水道課長 (長生正信君) それでは、議案書の 71 ページをお開きください。

議案第 33 号、令和 2 年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)。

令和 2 年度紀美野町の東部簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,100 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,297 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 2 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算に関する説明書 33 ページをお開きください。

歳入でございます。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1,100 万円の減額でございます。減額の理由といたしまして、34 ページの歳出でございます。1 款衛生費、1 項簡易水道費、2 目作業費の 14 節工事請負費で、1,100 万円の減額でございます。国道 370 号道路改良工事の鎌滝地区におきまして、支障となる水道管の移設工事を計上していましたが、一部計画が見直されたことにより、移設の必要がなくなったための減額でございます。

以上、簡単ではございますが、令和 2 年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書 75 ページをお開きください。

議案第 34 号、令和 2 年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算 (第 4 号)。

(総則)

第 1 条、令和 2 年度紀美野町西部簡易水道事業会計の補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入の補正)

第 2 条、令和 2 年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款、水道事業収益は、206万3,000円の減額で1億1,015万8,000円。

第1項、営業収益は、251万円の減額で8,106万7,000円。

第2項、営業外収益は、44万7,000円の増額で、2,909万1,000円。

(他会計からの補助金)

第3条、児童手当及び新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に充てるため、一般会計から、この会計へ補助を受ける金額は1,921万円である。

令和3年3月2日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算に関する説明書の36ページをお開きください。

令和2年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第4号）実施計画明細書でございます。

収入でございます。

1款水道事業収益で206万3,000円の減額でございます。

1項営業収益、1目給水収益、1節水道料金で240万円の減額でございます。給水人口の減少と、本年度は新型コロナウイルスの影響で、水需要の減少が収益の減少となったものでございます。

3目その他営業収益、3節他会計負担金で10万円、4節雑収益で1万円をそれぞれ減額させていただいております。これにつきましては、今年度から上水道会計から簡易水道会計に変更となっております。繰出基準の対象が、同じ公営企業会計でも上水道会計に対してのみとなっていたことから減額させていただきました。大変失礼いたしました。

2項営業外収益、4目雑収益、2節その他雑収益で、22万7,000円の増額でございます。課税売上げである水道料金の収入が減少したことにより、その消費税の差額分が還付を受けられることになったためでございます。

5目他会計補助金、1節一般会計補助金で22万円の増額でございます。新型コロナウイルス対策の支援策として、9月使用分から6か月間の基本料金を減免しております。新規加入者や休止中から使用中への変更等により、減免対象件数の増加によるものでございます。

37ページの予定キャッシュ・フロー計算書でございます。業務活動によるキャッシ

ユ・フローの営業収入で、水道料金分として240万円の減少、負担金補助金等の収入で11万円の増加となり、これにより資金期末残高は229万円の減少となり、2億6,696万3,000円となります。

以上、簡単ではございますが、令和2年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算(第4号)の説明とさせていただきます。

(水道課長 長生正信君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時35分)

再 開

○議長(伊都堅仁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時58分)

◎日程第40 議案第35号 令和3年度紀美野町一般会計予算について

○議長(伊都堅仁君) 日程第40、議案第35号、令和3年度紀美野町一般会計予算について、議題とします。

説明の際には、ページ数を言ってから説明を願いたいと思います。

それでは、歳入全般及び歳出第1款から第2款について、説明を願います。

総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは、令和3年度紀美野町予算書の1ページをお開きください。

議案第35号、令和3年度紀美野町一般会計予算。

令和3年度紀美野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71億8,440万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起

債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月2日提出 紀美野町長 寺本光嘉

令和3年度予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、目を中心に説明申し上げます。

なお、金額の比較は、前年度の当初予算額と比較した額を申し上げます。

また、予算の説明資料も別冊で添えさせていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、説明させていただきます。

1款町税、1項1目の個人では、前年度の当初比較738万3,000円減額の2億6,635万3,000円の計上でございます。

2目の法人では、97万円減額の1,797万1,000円の計上です。

2項1目固定資産税では、1,894万5,000円減額の3億7,432万4,000円の計上です。

2目の国有資産等所在市町村交付金では、3万5,000円減額の235万6,000円の計上でございます。

3項軽自動車税、1目の種別割は、10万5,000円減額の3,600万円を、2目の環境性能割は、2万3,000円減額の192万3,000円を計上してございます。

次の4ページを御覧ください。

4項1目の市町村たばこ税は、100万円減額の3,400万円の計上でございます。

入湯税は、今年度、項目を廃止してございます。

次に、2款地方譲与税、1項1目の地方揮発油譲与税は、400万円減額の1,300万円の計上でございます。

2 項 1 目の自動車重量譲与税は、1,000 万円減額の 3,500 万円の計上です。

3 項 1 目の森林環境譲与税は、19 万円増額の 2,442 万 4,000 円の計上でございます。

3 款利子割交付金、1 項 1 目の利子割交付金は、前年度と同額の 100 万円の計上です。

5 ページをお開きください。

4 款配当割交付金、1 項 1 目の配当割交付金は、前年度と同額の 300 万円の計上です。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項 1 目の株式等譲渡所得割交付金は、前年度と同額の 100 万円の計上でございます。

6 款法人事業税交付金、1 項 1 目の法人事業税交付金は、317 万 3,000 円増額の 467 万 4,000 円の計上でございます。

7 款地方消費税交付金、1 項 1 目の地方消費税交付金は、2,000 万円増額の 1 億 6,000 万円の計上でございます。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項 1 目のゴルフ場利用税交付金は、前年度と同額の 3,000 万円の計上です。

9 款環境性能割交付金、1 項 1 目の環境性能割交付金は、2 万 8,000 円増額の 750 万 4,000 円の計上です。

次の 6 ページを御覧ください。

10 款地方特例交付金、1 項 1 目の地方特例交付金は、前年度と同額の 370 万円の計上です。

2 項 1 目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、今年度新たに創設されたものでありまして、1,000 万円を計上してございます。

11 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税は、前年と同額の 35 億 5,000 万円の計上でございます。

12 款交通安全対策特別交付金、1 項 1 目の交通安全対策特別交付金は、7 万 4,000 円増額の 72 万 4,000 円の計上です。

13 款分担金及び負担金、1 項 1 目の農林水産業費分担金では、前年度と同額の 65 万円の計上です。

2 目土木費分担金では、小規模がけ崩れ対策事業分担金として 17 万 5,000 円減

額の32万5,000円を計上してございます。

7ページに移りまして、2項1目の総務費負担金では、地上デジタル放送難視聴対策事業加入金で、前年度と同額の15万円の計上です。

2目の民生費負担金では、47万3,000円減額の704万円の計上となっております。

14款使用料及び手数料、1項1目の総務使用料は、36万円減額の83万円を計上してございます。

2目の民生使用料は、5万2,000円減額の345万6,000円の計上です。

3目の農林水産業使用料は、3万1,000円減額の156万2,000円の計上です。

4目の土木使用料では、65万6,000円減額の3,746万9,000円の計上となっております。

次の8ページを御覧ください。

5目の教育使用料では、805万3,000円増額の1,092万4,000円の計上で天文台やバンガローの使用料増によるものでございます。

2項1目の総務手数料では、37万5,000円減額の380万9,000円の計上です。

2目の衛生手数料では、109万8,000円増額の1,359万9,000円の計上です。

3目の土木手数料は、3,000万円減額の1億18万4,000円の計上で、建設残土処理手数料の減によるものでございます。

9ページに移りまして、4目の消防手数料は、前年度と同額の1万円の計上です。

15款国庫支出金、1項1目の民生費国庫負担金では、1,320万3,000円増額の1億9,827万7,000円の計上で、障害者自立支援給付費、障害児入所給付費等、低所得者介護保険料軽減負担金の増によるものでございます。

2目の衛生費国庫負担金では、3,800万6,000円増額の3,824万6,000円の計上で、これは新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金の増によるものでございます。

2項1目の総務費国庫補助金は、582万5,000円増額の1億7,800万8,000円で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を新たに計上してございます。

〇〇円、８目教育費県補助金は、７万１,〇〇〇円増額の１９４万３,〇〇〇円それぞれ計上してございます。

３項１目の総務費県委託金では、６３２万２,〇〇〇円減額の１,２３４万４,〇〇〇円の計上してございます。減額の要因は、前年度には国勢調査の委託金を計上していたためでございます。

２目の民生費県委託金では、７,〇〇〇円増額の１５０万７,〇〇〇円を計上してございます。

１４ページを御覧ください。

３目の農林水産業費県委託金も昨年度と同額の３９万円の計上です。

４目の教育費県委託金では、４,〇〇〇円増額の２１万７,〇〇〇円の計上です。

１７款財産収入、１項１目の財産貸付収入では、３５万４,〇〇〇円減額の１,２８９万６,〇〇〇円の計上してございます。

２目の利子及び配当金では、６,〇〇〇円減額の１,１４８万円の計上してございます。

２項１目の物品売払収入及び２目の不動産売払収入につきましては、前年度と同額の、それぞれ１,〇〇〇円を計上してございます。

次の１５ページを御覧ください。

１８款寄附金、１項１目の一般寄附金は、前年度と同額の１,〇〇〇円の計上です。

２目のふるさとまちづくり応援寄附金は、４,〇〇〇万円増額の５,〇〇〇万円を計上してございます。

１９款繰入金、１項１目の財政調整基金繰入金は、４,０５１万３,〇〇〇円増額の３億９,１６８万９,〇〇〇円の計上してございます。

２目の地上デジタル放送中継施設基金繰入金は、２,０９９万１,〇〇〇円増額の２,５４７万５,〇〇〇円計上してございます。

３目ふるさとまちづくり応援基金繰入金は、３,９１１万９,〇〇〇円増額の４,５９０万５,〇〇〇円を計上してございまして、小中学校給食費無償化事業や高齢者タクシー等助成事業などに充てられます。

４目中山間ふるさと水と土保全対策基金繰入金は、２０３万２,〇〇〇円減の２４０万円計上してございまして、農業用施設補修用具材料支給事業に充てられます。

５目福祉基金繰入金は、３０万７,〇〇〇円減額の１３７万６,〇〇〇円を計上してございまして、出産祝金事業などに充てられます。

6目森林環境譲与税基金繰入金は、3,874万7,000円増の4,085万7,000円を計上してございまして、森林経営調査事業等に充てられます。

7目公共施設等整備基金繰入金は、これは新たなものでございまして、4,174万2,000円を計上してございます。町民会館の解体撤去事業などの公共施設等の整備に充てられます。

次の16ページを御覧ください。

20款繰越金、1項1目の繰越金は、前年度と同額の500万円を計上してございます。

21款諸収入、1項1目の延滞金は、前年度と同額の40万円を計上しています。

2項1目の町預金利子は、前年度と同額の5万円の計上です。

3項1目の貸付金元利収入は、前年度と同額の1億43万1,000円を計上してございます。

次の17ページ、18ページにわたりましては、4項1目の雑入で801万円増額の5,830万円の計上で、派遣職員人件費負担金や、新たに小中学校職員給食費徴収金などが増えた要因となっております。

5項1目の民生費受託事業収入では、114万6,000円の増額で広域入所受託料でございます。

22款町債、1項1目の総務債は、710万円増額の6,870万円計上してございまして、コミュニティバス委託事業などに充てられます。

2目の民生債は、150万円減額の2,420万円計上してございまして、こども医療助成事業などに充てられます。

3目の衛生債は、160万円の計上で、住宅省エネシステム普及推進事業に充てられます。

4目の農林水産業債は、120万円減額の700万円計上してございまして、農業経営支援事業などに充てられます。

5目の土木債は、3,780万円増額の3億8,390万円計上してございまして、町道釜滝柴目線道路改良事業、町道下滝の川線改良事業などに充てられます。

6目の消防債は、150万円増額の2,280万円計上してございまして、小型動力ポンプ普通積載車整備事業などに充てられます。

7目の教育債は、1億3,040万円減額の4,360万円計上してございます。前年

度は星の動物園環境整備事業などに充てていましたが、今年度は野上中学校の合併浄化槽設置事業などに充てられます。

19ページを御覧ください。

8目の臨時財政対策債は、7,000万円増額の2億円を計上してございます。

以上、簡単ですが、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の1、2款で、総務課関係予算の説明に移らせていただきます。

予算に関する説明書の20ページをお開きください。

なお、予算説明資料は24ページからでございますので、併せて御覧ください。

それでは、1款議会費、1項1目の議会費では、1,040万7,000円減額の7,317万1,000円の計上でございます。この減額の主な要因は、定年退職する1名の人件費分でございます。

予算に関する説明書の21ページから24ページにわたりまして、2款総務費、1項1目の一般管理費では、417万3,000円増額の2億9,618万2,000円の計上となっております。この予算につきましては、人件費と庁舎の維持管理関係の費用が主なものとなっております。そこで、人件費では、定年退職する職員1名に対して、一般職の新規採用職員3名と再任用職員2名分を含んで計上してございます。

24ページの下段、2目の文書広報費では、93万7,000円増額の512万5,000円を計上してございます。増額の要因は、ホームページの保守管理委託料83万6,000円を計上してございます。

25ページに移りまして、3目の会計管理費では、11万9,000円増額の33万円を計上してございまして、超過勤務手当が増額の要因です。

25ページから27ページにわたっています5目企画費の中で、地上デジタル放送に関連する経費3,623万8,000円を計上してございます。今年度から地上デジタル放送設備の機器更新を行ってまいります。10年が経過し、機器の老朽化が進んでまいりましたので、まず、重点6施設、役場、丸山、雨山、界西、毛原宮、北野、この6局をまず今年度、更新工事を実施いたしたいと考えております。

27ページ下段から28ページにわたりまして、6目の電子計算費3万4,000円減額の8,459万8,000円の計上でございます。前年度は、サーバーの入替えのための費用として電算システム更新委託料として1,686万7,000円を計上していましたが、今年度は、システムソフト等使用料で398万5,000円、機器等借上料で

1,242万2,000円、それぞれ増額して計上してございます。

29ページから30ページにわたりまして、7目支所及び出張所費では、1,503万9,000円減額の1,466万5,000円を計上してございます。減額の要因は、前年度には美里支所庁舎外壁改修工事に伴う費用1,522万4,000円を計上していたためでございます。

30ページから31ページにわたりまして、8目の自治振興費で786万1,000円増額の7,405万2,000円の計上です。増額の要因は、前年度半年間であった高齢者タクシー等補助金が、今年度は1年間となるため360万増額していますのと、地域の路線バス運行支援事業補助金265万9,000円を計上してございます。

31ページから32ページにわたりまして、9目の交通安全対策費では、147万6,000円減額の500万4,000円計上してございます。減額要因は、町内に12基の防犯カメラを設置してまいりましたが、今年度設置予定はございません。今年度は、新たに防犯カメラの点検業務委託料22万円を計上してございます。

10目の諸費では、28万4,000円増額の121万4,000円の計上です。増額の要因ですが、犯罪被害者等支援条例制定の議案を上程させていただいておりますところの経済的な負担の軽減を図るための見舞金30万円を計上しているためでございます。

32ページから34ページにわたりまして、11目の防災諸費では、955万2,000円増額の6,843万6,000円を計上してございます。増額の要因といたしましては、14節工事請負費で、今年度新たにデジタル簡易無線機整備工事費として883万2,000円、松ヶ峯地区に防火水槽設置事業に伴う費用として959万2,000円を計上してございます。

ちょっとページが飛びまして、37ページをお開きください。

ここからの4項選挙費は、選挙管理委員会書記長として説明させていただきます。

4項選挙費、1目の選挙管理委員会費は、8万4,000円減額で28万8,000円を計上してございます。減額要因は、前年度、連絡事務所証票の印刷代を計上していたためでございます。

38ページをお開きください。

2目衆議院議員総選挙費で1,300万円の計上です。消耗品費には、コロナ感染症対策用品、消毒液やマスク、そういう鉛筆等も含まれてございます。備品購入費には、国民審査の枚数計算機198万円も含んで計上してございます。

3 目町長選挙費 1,150 万円を計上してございます。期日前投票管理者 12 万 5,000 円には、投票日の前日のみ期日前投票所を 1 か所増設に係る費用も含んでございます。また、選挙運動に係る通常はがき郵送料、自動車使用料、ビラ作成費、ポスター制作費の公費負担金として 267 万 4,000 円を計上してございます。

40 ページから 41 ページにわたりまして、この 6 項 1 目の監査委員費につきましては、監査委員書記として説明させていただきます。

4,000 円減額の 28 万 6,000 円の計上となります。この減額要因は、食糧費を未計上としているためでございます。

以上、簡単ですが 1、2 款の総務課関係の予算の説明とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長 (坂 詳吾君) それでは、2 款総務費のうち企画管財課に係る主な予算について御説明をさせていただきます。

令和 3 年度予算に関する説明書の 21 ページをお開きいただきたいと思います。予算説明資料では、26 ページからをお開きいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費でございます。ここでは、企画管財課の庶務に係る経費と役場庁舎の施設維持管理に必要な経費を計上してございます。

まず、22 ページをお開きください。

10 節需用費の消耗品費 365 万 8,000 円の中には、企画管財課が購入するコピー用紙並びに一般事務用品 217 万 5,000 円が含まれてございます。

次に、燃料費 175 万 5,000 円の中には、本庁舎の冷暖房用 LP ガス 133 万 5,000 円が含まれてございます。

次に、印刷製本費 339 万 7,000 円の中には、コピー料金並びに業務に使用する封筒等の印刷費として 306 万 7,000 円が含まれてございます。

次に、電気料 324 万円につきましては、役場本庁舎で使用するものでございます。

次に、修繕料 120 万円の中には、本庁舎及び庁舎備品の修繕料として 110 万円が含まれてございます。

次に、11 節役務費、電話料 180 万円につきましては、本庁舎で使用する電話料金でございます。

続いて 23 ページをお開きください。

12 節委託料でございます。ここには、役場本庁舎の設備機器等の維持管理に係る各種委託料を計上してございます。

続いて、24 ページをお開きください。

13 節使用料及び賃借料のうち借地料 432 万 1,000 円につきましては、役場本庁舎及び中央公民館の敷地と駐車場の借地料でございます。

続いて、25 ページをお開きください。

4 目財産管理費でございます。ここでは、町が管理する建物財産の維持管理に伴う経費を計上してございます。本年度 1,731 万 1,000 円、前年比 1 億 9,414 万 2,000 円の減額となっております。これにつきましては、主なものとして、かじか荘設備更新工事の終了によるもので 1 億 9,800 万円の減額、12 節委託料の町民会館解体撤去工事設計業務委託料で 381 万 1,000 円の増額が主な要因となっております。

10 節需用費のうち修繕料 100 万円につきましては、町有建物等の修繕料を計上してございます。

次に、11 節役務費のうち火災保険料 679 万 6,000 円につきましては、役場庁舎、集会所、学校、消防本部等、町が所有する 213 施設が保険の対象となっております。自動車損害保険料 341 万 6,000 円につきましては、町が所有する公用車 137 台分に係る保険料でございます。

次に、12 節委託料でございますが、町民会館解体撤去工事設計業務委託料 381 万 1,000 円につきましては、昭和 51 年に建設されました町民会館は、老朽化が激しいため解体撤去工事を行うための設計業務委託料を計上してございます。

次に、13 節使用料及び賃借料でございますが、固定資産管理システム使用料が 66 万円、借地料 74 万 8,000 円につきましては、各種施設、7 施設の借地料でございます。

続いて、5 目企画費でございます。本年度 1 億 6,036 万 6,000 円、前年比 5,693 万 5,000 円の増額となっております。これにつきましては、企画管財課に係る部分では、ふるさと納税の寄附金の増額によります各種経費で 2,136 万 7,000 円の増額と、委託料のうち長期総合計画策定業務委託料で 638 万 6,000 円、及び備品購入費で公用車の購入に 646 万 3,000 円の新たな計上による増額が主な要

因でございます。

1 節報酬は、長期総合計画審議会委員、総合戦略審議会委員及び新たに道の駅検討委員会委員の報酬、合計 1 3 4 万 4, 0 0 0 円を計上してございます。

続いて、2 6 ページをお開きいただきたいと思います。

7 節報償費は、ふるさとまちづくり応援寄附金に伴う返礼品 1, 5 0 0 万円を計上してございます。ふるさとまちづくり応援寄附金の増額に伴い、大幅な増額となっております。

次に、1 2 節委託料のうち公共施設マネジメントシステム等サポート業務委託料 6 4 万 3, 0 0 0 円、これにつきましては、新たに公共施設の維持管理のためのシステムを運用するためのサポート業務を委託するものでございます。また、施設管理委託料 1, 1 5 2 万 4, 0 0 0 円、これにつきましては、かじか荘の指定管理委託料でございます。

続いて、2 7 ページをお開きいただきたいと思います。

新たなものとしたしまして、長期総合計画の後期基本計画を策定するための長期総合計画策定業務委託料で 6 3 8 万 6, 0 0 0 円を計上してございます。

次に、1 7 節備品購入費で、老朽化のため 2 トンダンプを買い替える費用として 6 4 6 万 3, 0 0 0 円を計上してございます。

次に、1 8 節負担金、補助及び交付金のうち定住促進補助金 1, 3 5 0 万円を計上してございます。前年度と同額となっております。

次に、2 1 節補償、補填及び賠償金 1, 1 2 6 万 6, 0 0 0 円につきましては、紀美野町土地開発公社での土地売買に伴う損失補填金を計上してございます。3 区画の売却を予定してございます。

続いて、3 2 ページをお開きいただきたいと思います。

1 0 目諸費でございます。1 1 節役務費、賠償保険料 7 4 万 7, 0 0 0 円、この保険につきましては、町村等が所有、使用及び管理する施設の瑕疵及び業務遂行上の過失に起因する事故について、町が法律上の賠償責任を負う場合の損害に対して保険金を支払う制度で、その保険料でございます。

続いて、4 0 ページをお開きいただきたいと思います。

5 項統計調査費、1 目指定統計費でございます。これにつきましては、統計法に基づいて、本年度において実施する経済センサス活動調査等に係る報酬等必要経費でございます。本年度 6 4 万 5, 0 0 0 円、前年比 6 0 1 万 7, 0 0 0 円の減額となっております。

す。これにつきましては、昨年実施しました国勢調査終了による統計調査員の報酬額等の減額によるものが、主な要因となっております。

以上、簡単ではございますが、２款の中の企画管財課の関係予算についての御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、湯上君。

(税務課長 湯上増巳君 登壇)

○税務課長（湯上増巳君） 予算に関する説明書の３４ページをお開きください。

併せて、予算説明資料３９ページから４１ページを御覧ください。

税務課からは、２款総務費、２項徴税费、１目税務総務費並びに２目賦課徴收费について御説明を申し上げます。

第１目税務総務費は、本年度４,４９０万８,０００円で、前年度４,８４１万円に比べ３５０万２,０００円の減額となっております。主な増減の内訳でございますが、第２節給料、ページをまたぎまして３５ページの第３節職員手当等、第４節共済費で、４０９万３,０００円の減額となっております。

続いて、第１８節負担金、補助及び交付金は１６０万６,０００円で、前年度９８万４,０００円に比べ６２万２,０００円の増額となっております。和歌山地方税回収機構の負担金増が主な理由で、基礎負担金の負担割合が改正されたことに加え、令和元年度徴収実績額の増加による実績割額の増で５９万８,０００円の増額となっております。

続きまして、３５ページから３６ページの第２目賦課徴收费は、本年度２,２６６万７,０００円で、前年度２,２８２万円に比べ１５万３,０００円の減額となっております。主な内訳でございますが、第１０節需用費の印刷製本費で、前年度に比べ１５万円の減額。

続いて、第１２節委託料では、コンビニでの証明書の交付委託料で１万５,０００円の計上、標準宅地時点修正業務委託料で、単価の改正により９６万８,０００円の増、固定資産路線価評価業務委託料が、３年ごとに行う評価替えのための委託内容が異なるため２０４万６,０００円の減額となっております。

続いて、第１３節使用料及び賃借料で、コンビニ交付に係るシステムの使用料で２６万４,０００円の計上となっております。

以上、簡単でございますが、税務課関連の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(税務課長 湯上増巳君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長 (仲岡みち子君) それでは、説明資料の36から37を御覧ください。

2 款総務費、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費。戸籍住民基本台帳に関する予算でございます。主に職員3名及びパートタイム会計年度任用職員1名の人件費と事務に伴う需用費及び住基ネットワークシステム等の保守点検等の委託料、各システムソフト等の使用料及び個人番号カード関連事務費負担金ほか、団体等への負担金でございます。本年度3,667万7,000円、520万円の増額でございます。主に地域事業及び増額分のみ説明申し上げます。

1 節報酬費、マイナンバーカード取得推進について、計画的に実施するに当たり、新たに交付申請事務補助等に係るパートタイム会計年度任用職員1名の人件費169万7,000円、12 節委託料、電算システム改修委託料、戸籍法改正に伴う戸籍システム改修費154万円、13 節使用料及び賃借料、システムソフト等使用料、かんたん窓口システム使用料でございます。277万2,000円。そして、LGWANサービス利用料、タスククラウド証明書コンビニ交付専用回線でございます。171万6,000円。

18 節負担金、補助及び交付金、コンビニ交付証明書コールセンター運営委託料69万1,000円でございます。通知カード・個人番号カード関連事務負担金315万7,000円でございます。これにつきましては、2月現在、前年度より申請率は10.3%アップ、27.9%と大幅に増加したことによるもので、国庫支出金として全額交付され、精算後に地方公共団体情報システム機構へ支払うことになります。

以上で、簡単ではございますが、2 款住民課関連の予算についての御説明とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 次に、第3 款から第4 款について、説明を願います。

保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは、歳出3 款、4 款で、保健福祉課関係の

予算を説明させていただきます。

予算に関する説明書の41ページをお願いします。

3款民生費でございます。41ページから42ページにかけての1項1目社会福祉総務費は7,350万5,000円で、前年度より304万円の減額です。主な要因といたしましては、18節負担金、補助及び交付金の町社会福祉協議会補助金で、職員が再任用での雇用に移行することにより減額するものでございます。

次に、42ページから44ページにかけての3目老人福祉費は6,923万円で、前年度より767万9,000円の減額です。7節報償費の敬老祝金の見直しや、18節負担金、補助及び交付金のやすらぎ園負担金で、建設に伴う資金借入れの一部が返済終了となったため減額となっております。

次に、44ページから46ページかけての4目障害者福祉費は2億7,928万4,000円で、前年度より2,428万7,000円の増額です。

12節委託料、18節負担金、補助及び交付金で、令和3年度より、ひきこもりの方の支援を充実させてまいります。そのための事業実施のための委託料、準備のための施設整備補助を行います。また、19節扶助費で、介護給付費訓練等給付費及び障害児給付費が増額する見込みで増額の主な要因となっております。

次に、47ページから48ページにかけての9目総合福祉センター管理運営費は、1,840万円です。昨年度計上の浴槽ろ過器・ろ材交換等のための修繕料、雨漏り等による屋根等修繕工事が完了したため減額となっておりますが、ガスバルクタンクの法定耐用年数が近づいてまいりましたので、今年度、計画的に更新するため設計委託料を計上しております。

次に、10目長谷毛原健康センター管理運営費は468万7,000円の計上で、大きな増減はございません。

12目介護保険事業費は2億9,630万9,000円で、介護給付費の増額に伴い、前年度より3,250万3,000円の増額となっております。

49ページから50ページにかけての1目児童福祉総務費は2,253万円で、前年度より254万4,000円の減額です。

19節扶助費で、在宅育児手当は実績を踏まえ、減額となっております。

次に、51ページの3目母子福祉費は、昨年度と同様12万1,000円の計上です。

51ページから53ページにかけての4目こども園費は1億8,222万9,000円

で、前年度より701万円の減額です。保育士の退職、それから新規採用と職員の異動に伴い、人件費が減額となっております。

次に、55ページを御覧ください。

7目児童手当費は7,142万1,000円で、対象者の減少により、前年度より89万9,000円の減額です。

3項1目災害救助費は、61万2,000円の計上でございます。

次に、4款衛生費に移ります。

56ページから57ページにかけての1項1目保健衛生総務費は6億6,934万3,000円の計上で、保健福祉課関係の大きな増減はございません。

続いて、2目予防費は2,002万7,000円で、前年度より155万8,000円の増額となっております。

12節委託料で、健康管理システム改修のための電算システム改修委託料及びコロナウイルス感染症に伴う高齢者のインフルエンザ予防接種の接種者が、増加する見込みのため増額となっております。

58ページの3目新型コロナウイルス感染症予防接種事業費は、新設で6,714万8,000円の計上です。主なものといたしまして、コロナワクチン接種実施のため、1節報酬、パートタイム会計年度任用職員を4名雇用する費用755万6,000円、7節報償費で、集団接種を実施するための医師等の雇用のための費用926万7,000円、12節委託料では、各医療機関での個別接種委託料2,940万円、13節使用料及び賃借料では、集団接種会場までの送迎費用として、自動車借上料672万円を計上しております。

次に、58ページから59ページにかけての4目母子衛生費は813万3,000円計上で、大きな増減はございません。

次に、61ページの5目成人保健対策費は、3,719万3,000円の計上です。主なものは、栄養士の報酬と、がん検診などの各種検診委託料でございます。

以上、簡単ですが3款、4款の保健福祉課関係の予算を説明させていただきました。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

(午後 1時56分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午後 1時56分）

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

（住民課長 仲岡みち子君 登壇）

○住民課長（仲岡みち子君） それでは、3款、4款につきまして、住民課関連の予算について御説明させていただきます。

42ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目国民年金事務費、国民年金の受付事務等の予算として、職員の人件費と事務用消耗品費などが主なものでございます。本年度369万6,000円、131万7,000円の減額でございます。これにつきましては、職員の配置換えに伴う人件費の減額でございます。

次に、46ページを御覧ください。

3款1項5目老人医療費。本予算は、67歳から70歳未満の所得制限等の条件を満たした方の医療費助成に関する予算でございます。本年度4万7,000円で、13万7,000円減額でございます。これにつきましては、19節扶助費の減額推計によるものでございます。

6目重度心身障害者医療費。本予算は、一定以上の障害のある方に対します医療費助成に関する予算でございます。本年度5,442万3,000円、305万8,000円の減額でございます。これにつきましては、主に医療費扶助に関する予算で、現在395名で、昨年より21名減に伴う減額推計でございます。

7目子ども医療費。子ども医療費助成で、主に医療費扶助に関する予算でございます。対象者は、出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、ただし婚姻している者は除くに対して助成する予算でございます。本年度2,149万9,000円、17万2,000円の減額でございます。これにつきましては、対象者は595名で、昨年より53名減に伴う減額推計でございます。

次の47ページを御覧ください。

8目ひとり親家庭医療費、独り親家庭に対します医療費扶助に関する予算でございます。本年度718万7,000円、21万円の減額でございます。これにつきましては、

19節扶助費として医療費単価の減額推計によるものでございます。平均対象者見込み数は150名、増減率6.2%を見込んでございます。

次に、48ページ、11目国民健康保険事業費、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。本年度1億1,420万円、1,255万1,000円の減額計上でございます。これにつきましては、職員の配置換えに伴う人件費の減額及び特別調整交付金の増額に伴うものでございます。

48から49ページをお願いします。

13目後期高齢者医療費、県後期高齢者広域連合への派遣職員負担金と後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。本年度2億6,572万9,000円、706万2,000円の増額でございます。これにつきましては、医療給付費及び新規事業実施に伴う保健師1名、一般会計からの科目替えによる人件費と、27節繰出金の増額に伴うものでございます。

続きまして、56から57ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節負担金、補助及び交付金のうち、野上厚生病院負担金6億3,420万1,000円でございます。前年より5,731万9,000円の増額でございます。繰出基準に伴う交付税措置分の増に伴うものでございます。

60ページをお願いします。

4款1項5目環境衛生費、18節負担金、補助及び交付金、五色台広域施設組合に係る負担金、ほか従前の予算につきましては、前年度と大きな増減はございませんので、新規事業に伴う増額についてのみ説明させていただきます。

住宅用省エネシステム普及推進事業補助金160万円、これにつきましては、昨年10月より実施してございます蓄電池システム購入費補助金でございます。1世帯8万円の20件を見込んでございます。そして、老朽危険空家除却工事補助金500万円、特定財源として国庫支出金2分の1も活用いたしまして、1世帯50万の10件を見込んでございます。それぞれ要綱に基づき、補助金を交付するものでございます。

次に、62ページをお願いします。

4款1項8目診療所費、国民健康保険診療所事業特別会計への繰出金でございます。本年度予算4,395万9,000円、655万4,000円の増額でございます。これにつきましては、へき地診療所運営に伴う調整交付金、令和2年度の実績値を基に計上し

てございます。

4款2項清掃費、1目清掃総務費、主に18節負担金、補助及び交付金の海南海草環境衛生施設組合及び紀の海広域施設組合への負担金が主な予算でございます。本年度予算額1億2,336万7,000円、965万2,000円の減額でございます。

次に、62から64ページをお願いします。

4款2項2目塵埃処理費、ごみ収集処理に關します予算でございます。本年度予算8,754万円、1,463万4,000円の増額でございます。職員給与費等及び塵埃処理施設等の維持管理に係る消耗品や各種委託料、工事請負費が主なものでございます。従前の各節につきましては、前年度と大きな増減はございませんので、新規事業に伴う増額のみ御説明申し上げます。

12節委託料、旧美里塵埃処理場管理棟解体撤去工事設計業務委託料183万円、休日動物死骸処理委託料53万9,000円、14節工事請負費、旧美里塵埃処理場管理棟解体撤去工事1,298万円、この撤去につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき、処分するものでございます。

以上、3款、4款の住民課関係の予算に関する説明とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） それでは、教育課関係で前年度当初予算と比較して、増減額の多いものを中心に説明させていただきます。

令和3年度予算に関する説明書50ページ、51ページをお開きください。令和3年度紀美野町予算説明資料では、56ページ、57ページです。

3款民生費、2項児童福祉費、2目青少年対策費でございます。本年度予算額は2,173万で、対前年度比40万2,000円の増となっております。職員人件費につきまして、昇給等により22万8,000円の増額、また、青少年センターパトロール用の軽自動車1台の車検により修繕料、手数料、自動車損害保険料、重量税、合わせて13万1,000円の増額となっております。

続きまして、53ページをお開きください。

5目児童館運営費でございます。本年度予算額が627万7,000円で、対前年度比47万8,000円の増となっております。パートタイム会計年度任用職員で児童厚

生員の1節報酬、3節一般職期末手当で31万6,000円の増額となっております。

続きまして、54ページでございます。

6目学童保育費でございます。本年度予算額が1,637万7,000円で、対前年度比317万2,000円の増額となっております。パートタイム会計年度任用職員で、学童保育指導員が、野上学童保育所では6名から7名へ、下神野学童保育所では4名から5名へ、それぞれ1名ずつ増員を行うため、1節報酬、3節一般職期末手当、合わせて344万7,000円の増額となっております。また、コロナウイルス感染症対策として、消耗品では117万8,000円の増額計上を行っております。

一方、昨年度、当初予算に計上しておりました12節委託料の学童保育システム導入委託料66万円、17節備品購入費の学童保育システム用パソコン47万3,000円が減額となっております。

以上、教育課の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長(米田和弘君) それでは、建設課所管の予算について説明させていただきます。

予算に関する説明書の64ページをお願いいたします。説明資料は、73ページでございます。

4款衛生費、2項3目し尿処理費1,450万7,000円は、合併処理浄化槽設置補助金事業に係る経費でございます。昨年度より1万2,000円の増額で、和歌山県水質保全センターの負担金、県浄化槽普及促進協議会の前年度事業割による負担金の増額によるものでございます。浄化槽設置補助金として、昨年度と同額の1,447万4,000円の計上は、5人槽で32基分、6から7人槽で6基分、8から50人槽で2基分、合計40基分を計上しております。

以上、簡単ではございますが、し尿処理費の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 次に、第5款から第6款について説明を願います。

産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見将人君 登壇)

○産業課長 (吉見将人君) 私からは、5款農林水産業費と6款商工費の産業課関係の予算について説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の64ページをお開きください。

5款1項1目農業委員会費2,287万2,000円は、農業委員会及び農業者年金業務に係る経費でございまして、人事異動に伴う給料・職員手当等の減額が主なもので、前年度より34万2,000円減額となっております。このうち増額分としましては、65ページの10節消耗品費57万7,000円で、対前年度46万5,000円増額してございます。これは農地集積等を推進するための事業費として、チラシや封筒、コピー用紙などを購入する経費としてございます。

続きまして、5款1項2目農業総務費3,038万8,000円でございますが、こちらは農業全般に係る経費でございます。内容につきましては、職員給与、事務に係る経費と農業関係団体への負担金や補助金でございまして、前年度より356万7,000円の減額となっております。主ものとしましては、2節給料、3節職員手当、次のページの4節の共済費で、人事異動に伴う減額でございます。

次の5款1項3目農業振興費6,893万8,000円は、農業の振興に係る経費でございまして、産品加工所、高齢者創作館、雨山の郷公園の管理運営に係る経費並びに農業経営支援事業、中山間地域等直接支払交付金事業、農作物鳥獣害防止総合対策事業に係る経費でございます。前年度より1,636万6,000円の減額となっております。主なもの、昨年度当初予算で計上してございました15節原材料費で鳥獣害防止総合対策事業用の材料費910万円につきましては、令和2年度中に新年度事業の要望がございませんでしたので、予算を今年度、落としてございます。

続きまして、18節の負担金、補助及び交付金の中山間地域等直接支払交付金2,779万4,000円で、5期への切り替わりにより対象者が約100人程度減少したことにより、補助金が391万4,000円の減額となっております。

次の68ページをお開きください。

18節の続きでございます。農業次世代人材育成投資資金675万円でございますが、令和2年度をもって2件の農家の交付期間が終了したことに伴い、新年度の継続農家は2件となっております。337万5,000円を減額してございます。

少し飛びまして、70ページから71ページをお願いします。

70ページの下の方の5款2項1目林業総務費5,636万9,000円は、林業関係全般に係る経費で、職員給与、関係団体への負担金、補助金などでございます。林業総務費は、前年度より2,239万円の増額となっておりますが、主なものとしましては、職員の異動と、この科目に新たに1人職員を配置したことにより、人件費が増えています。918万5,000円の増額でございます。

また、次のページの12節委託料で、森林譲与税を財源とした森林間伐業務委託で2,655万3,000円でございますが、施業面積の増加に伴いまして、対前年度より1,802万2,000円を増額しております。

続きまして、18節負担金、補助及び交付金の森林整備促進事業補助金18万8,000円でございますが、昨年度の実績に基づきしまして、今年度は357万2,000円を減額しております。

続きまして、72ページをお開きください。

72ページの下から73ページにかけて、5款3項1目水産振興費で265万円を計上しております。前年度と同額でございますが、アユ、アマゴ等の放流事業費補助でございます。

73ページの5款4項1目山村振興総務費でございますが、こちらは、まちづくり課の予算が大部分でございますが、予算額8,608万9,000円の中で、産業課は74ページ18節の負担金、補助及び交付金のうち、県山村振興対策協議会の6万7,000円、紀の国ふるさとづくり協議会の1万円、農林商工まつりの250万円、紀美野町ふるさと村運営協議会の40万円など、各団体への補助金でございます。このうち農林商工まつりにつきましては、昨年度より120万円を増額しております。これは、会場設営や警備経費を専門業者に委託することを見込んでございます。

次に、同じページの6款1項1目商工振興費で2,784万円計上しております。対前年度より181万7,000円増額しておりますが、主なものは、76ページ18節の負担金、補助及び交付金で、プレミアム商品券発行事業300万円でございます。これは、コロナ禍の中で町内での消費を喚起するため、プレミアム率を20%としたので、対前年度より150万円増額となっております。

続きまして、その下の2目観光費の3,131万2,000円でございますが、観光協会に携わる集落支援員の賃金、観光施設の維持管理、観光推進等の事業に関する経費でございますが、前年度より482万円を減額しております。主なものは、10節需用

費の修繕料で24万円、これは昨年度では、観光看板の改修、生石高原のろ過地砂入替え、避雷針の設置事業がございましたので、昨年度より318万2,000円の減額となっております。

77ページに移りまして、12節の委託料、紀美野観光PR事業140万円でございますが、昨年度におきましては、庁内周遊体験リーフレットなどを作成させていただきましたので、新年度では、その分の280万円の減額となっております。

次に、78ページの27節繰出金1,012万8,000円でございます。これは、のかみふれあい公園運営事業特別会計への繰出金でございますが、ふれあい公園の運営につきましては、これまで遊具等の施設の改修、老朽化に伴う改修、それから、経常経費の増加などにより、令和2年度において基金がなくなっております。そのため、一般会計からの繰出金を271万6,000円増額し、1,012万8,000円繰り出すものでございます。

以上、簡単でございますが、産業課関連の予算を説明とさせていただきます。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長 (米田和弘君) それでは、建設課関係の予算について説明させていただきます。

予算に関する説明書の68ページをお願いします。説明資料は、77ページからお願いいたします。

5款農林水産業費、1項4目耕地総務費でございます。本年度は3,122万1,000円を計上しております。前年度より2,404万6,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、前年度計上していました12節委託料、ため池ハザードマップ作成業務委託料、18節負担金、補助及び交付金の佐々の井水路改修事業補助金の事業終了による減額、また、27節繰出金の農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額などでございます。

続きまして、69ページです。

5目農業用施設維持費でございます。農道や用水路等の維持補修工事費500万円と農道舗装の生コンクリートやU字溝等の農業用施設補修用材料費300万円で、本年度も前年度と同様の800万円を計上しております。

次に、6目地籍調査事業費です。地籍調査事業に係る経費でございまして、本年度9,095万9,000円を計上しております。前年度より3,198万9,000円の減額となっております。主な要因は、新たな実施地区の面積、筆数の差異等に係る委託料減額によるもので、今年度は毛原中の一部、毛原上の一部、長谷宮の一部の合計2.92平方キロの実施予定としてございます。

なお、2節から4節で職員4名分の給料や職員及び会計年度任用職員の諸手当等を計上しております。

続きまして、70ページ下段から71ページをお願いいたします。

2項林業費、1目林業総務費の建設課関係分は、2節から4節で、職員1名分の給料や職員の諸手当等、また、10節需用費、13節使用料及び賃借料は、前年度と同額計上でございます。

なお、18節負担金、補助及び交付金で、治山林道協会分担金として14万円の計上でございます。

次に、71ページから72ページにかけまして、2目林道維持費です。本年度965万8,000円を計上してございます。前年度より52万6,000円の増額となっております。主な要因は、会計年度任用職員の人件費、維持補修に係る消耗品の増額によるもので、林道の維持補修に係る工事費のほか、アスファルト舗装の補修用レミファルト、冬場の路面凍結防止剤の購入費用などを計上してございます。

続いて、3目林道整備事業費でございます。本年度新たに6,070万円を計上しています。これは地方創生道整備交付金事業に伴う林道整備事業費として、林道毛原下滝ノ川線及び林道毛原勝谷線を整備するための経費でございまして、14節工事請負費で、林道毛原下滝ノ川線舗装工事、また、林道毛原勝谷線道路改良工事、合わせて6,010万円を計上してございます。

以上、簡単ではございますが、建設課所管の農林水産業費の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) まちづくり課長、山本君。

(まちづくり課長 山本訓永君 登壇)

○まちづくり課長(山本訓永君) 私からは、5款4項1目山村振興総務費から、まちづくり課関係の予算について説明させていただきます。

予算に関する説明書は、73ページをお開きください。予算説明資料は、81ページからでございます。

それでは、説明書の73ページ、5款4項1目山村振興総務費、本年度予算は8,608万9,000円の計上でございます。前年度より338万7,000円の増額となっております。内容としましては、1節報酬、2節給料、3節職員手当等及び4節共済費については、職員5名と雇用型の地域おこし協力隊1名に係る費用でございます。

7節報償費については、紀美野町で育った人や紀美野町に来てくれた二十歳になる若者に紀美野町のよさを知ってもらい、郷土愛を育む目的で紀美野町の郷土品を送る費用でございます。

8節旅費、10節需用費、11節役務費と、74ページの13節使用料及び賃借料につきましては、昨年同様、職員及び地域おこし協力隊の活動に係る費用など計上しております。

74ページの12節委託料につきまして、施設管理委託料は、移住希望者に提供している短期滞在施設3施設の管理をNPO法人きみの定住を支援する会へ委託する費用15万円と、移住定住推進事業委託料は、当町へ移住を希望される方への支援を行っているNPO法人きみの定住を支援する会へ740万円を計上してございます。地域活性化支援業務委託料は、地域に入って協力活動を行う委託型の地域おこし協力隊員3名分の委託費1,009万8,000円を計上しております。

74ページから75ページにかけての18節負担金、補助及び交付金でございますが、移住推進支援事業補助金については、東京一極集中の課題解決を図るために仕事と移住支援を推進する県事業と連携して、県内市町村が移住してきた人や世帯に補助するもので、2世帯分の計上をしております。

75ページの小川地域棚田振興協議会補助金については、中田の棚田の再生により地域の活性化に取り組むもので、まちづくり推進協議会により取組が始まり、昨年の2月に小川地域棚田振興協議会が設立され、その活動に対して100万円の補助を計上しております。

まちづくり推進協議会補助金については、作年度より100万円を減額して、200万円の計上としてございます。

空き家活用促進奨励金について、移住希望者への賃貸借契約が成立した空き家の所有者が行う家財道具の処分や清掃などに対して交付する補助金でございますが、昨年の実

績を考慮して、減額してございます。

定住奨励金については、昨年度から交付の要件を拡充したため実績に合わせて増額してございます。

そのほか、昨年同様に計上させていただいてるものとして、74ページのふるさと帰帰支援センター5万円は、地方での暮らしを希望する人へ、都市との橋渡しをサポートしてくれる同センターへの負担金でございます。

各種研修会は、地域おこし協力隊の研修会費を計上しており、75ページのきみの定住を支援する会補助金50万円は、移住交流推進事業を実施するための補助金でございます。

また、まちづくり支援補助金400万円は、地域のまちづくり活動に主体的に取り組む町内の団体に対するもので、10団体を予定しております。

地域おこし協力隊募集旅費補助金は、応募者に対して補助する5名分の計上と、農家民泊推進事業補助金36万5,000円は、農家所得の向上と都市農村交流に取り組んでいる紀美野町民泊協議会の活動に対する補助金でございます。

グリーンツーリズム推進事業補助金の100万円は、農家民泊施設の認定を受けた農家に対し、改修費用を補助するものでございます。

以上、簡単ではございますが、まちづくり課関係の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(まちづくり課長 山本訓永君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

休 憩

(午後 2時34分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時48分)

○議長（伊都堅仁君） 次に、第7款から第8款について説明を願います。

建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長（米田和弘君） それでは、建設課関係の予算について説明させていた

できます。

予算に関する説明書の78ページ中段をお願いします。説明資料は、87ページからです。

7款土木費、1項1目土木総務費でございます。本年度予算1,577万円の計上です。前年度より4万5,000円の減額となっております。

2節から4節で職員1名分の給料や諸手当等を計上しております。

次の79ページに移りまして、昨年度まで計上してございました12節委託料の土木積算システム保守委託料が減額され、13節使用料及び賃借料として、新たに土木積算システムソフト等の使用料148万8,000円などを計上しております。これは和歌山県の設計積算システムが変更されたことを受け、従来から県の設計積算システムと同一のシステムにより工事を発注している県下市町村も積算システムを変更することとなったものでございます。

また、18節負担金、補助及び交付金として、各種協議会負担金や研修に対する支出費用など、合わせて232万1,000円を計上しております。

続きまして、80ページをお願いします。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費です。本年度予算7,330万1,000円を計上しております。町道等施設の維持管理に係る経費でございます。前年度より1,225万8,000円の減額となっております。主な要因は、昨年度計上しました12節委託料の町内橋りょうの個別施設計画策定のための道路施設個別施設計画策定業務委託料の事業完了によるものなどでございます。

12節委託料では、町道の維持管理に係る雑草等刈取りや維持補修工事に係る測量設計業務として177万円、14節工事請負費として、町道補修及び舗装生活関連工事費で5,000万円、15節原材料費として、維持補修に必要な生コンクリート、アスファルト合材、路面凍結防止資材等の購入費として450万円を計上しています。

続きまして、81ページをお願いします。

2目道路橋りょう新設改良費でございます。本年度予算5億8,910万7,000円を計上しております。前年度より6,916万7,000円の増額となっております。主な要因は、町道釜滝柴目線道路改良工事などの工事請負費の増額等によるものでございます。

2節から4節で職員4名分の給料や諸手当等を計上しております。

12節委託料として6,215万円を計上しております。今年度、新たに町道中津川名寄松線改修工事測量設計業務、トンネル定期点検業務、トンネル電気設備修繕工事の測量設計業務、町道釜滝柴目線道路改良工事に係る水門観測調査業務を計上しております。

また、昨年度に引き続き、橋りょうの長寿命化を図る橋りょう修繕工事測量設計も計上してございます。

次の82ページを御覧ください。

13節使用料及び賃借料で、137万2,000円の計上でございます。うち借地分の計上は、町道釜滝柴目線道路改良工事に係るものでございます。

14節工事請負費として、4億5,510万円を計上しております。継続的に実施している事業としまして、町道釜滝柴目線道路改良工事、町道東福井牧場線舗装補修工事、町道下滝の川線の道路改良工事、河川改修工事、橋りょう修繕工事、坂の谷川改修工事などでございます。

また、新しく施行するものとして、町道紀州サン・リゾートライン舗装補修工事費、町道中尾線水路改修工事費を計上してございます。

また、16節、21節では、町道釜滝柴目線道路改良工事に係る用地買収と物件補償に伴う費用を計上してございます。

1ページ飛ばしまして、84ページをお願いします。説明資料は、90ページ中段からでございます。

4項公園費、1目公園費です。今年度予算85万8,000円を計上してございます。前年度より10万8,000円の減額となっております。主な要因は、昨年度は老朽化した遊具の撤去工事費を計上していたことによるものです。

84ページ中段から85ページを御覧ください。

5項建設残土処理費、1目建設残土処理費です。本年度予算9,841万4,000円を計上してございます。前年度より4,780万6,000円の増額となっております。主な要因は、残土処分場施設整備や周辺環境整備に係る費用等の増額によるものです。

2節から4節で、職員1名分の給料や諸手当等を計上してございます。

85ページです。

12節委託料では、処分場の搬入可能量を再算定するための測量設計として、推定処分量算定業務を新たに計上するとともに、受け入れた建設残土の敷きならしや転圧など

を行う作業費用、搬入車両の重量計測や伝票管理に係る委託費用など、合わせて3,124万5,000円を計上しています。

次に、14節工事請負費として、場内の有効処理面積を適正に確保するため、暗渠排水路整備工事の新たな計上や処理場内の維持補修工事費で、合わせて3,200万円を計上してございます。

また、17節備品購入費として2,717万円の計上は、残土処分場周辺の環境整備を適正に行うため、路面清掃車1台を導入し、塵埃防止のため活用することで周辺生活環境の改善を図るためのものとございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長(坂 詳吾君) それでは、私からは、7款土木費の企画管財課に係る予算について御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の82ページをお開きください。予算説明資料では、89ページからをお開きいただきたいと思います。

下段の7款土木費、3項住宅費、1目住宅管理費でございます。本年度8,849万1,000円、前年比1,522万7,000円の増額となっております。これにつきましては、神原団地解体撤去事業の終了により1,826万円の減額、町営住宅長寿命化改修事業で3,332万7,000円の増額が、主な要因となっております。

2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、職員1名の人件費でございます。

続いて、83ページの10節需用費で、修繕料350万円を計上してございます。これにつきましては、町営住宅の建物及び設備の修繕費用350万円でございます。

次に、11節役務費で、清掃手数料37万9,000円を計上してございます。これにつきましては、町営住宅の空き室用の合併浄化槽の清掃手数料でございます。

続いて、12節委託料のうち、町営住宅長寿命化改修工事設計監理業務委託料663万円につきましては、町営住宅安井団地及び安井第2団地の長寿命化改修工事の設計監理業務の委託料を計上してございます。

続いて、13節使用料及び賃借料でございますが、452万3,000円を計上して

ございます。これにつきましては、町営住宅の借地料でございます。

続いて、14節工事請負費の町営住宅長寿命化改修工事費6,369万円、これにつきましては、町営住宅安井団地で4,400万円、安井第2団地で1,969万円の長寿命化改修工事を計上してございます。

以上、簡単ではございますが、7款土木費の企画管財課に係る予算についての御説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長（家本 宏君） それでは、令和3年度予算に関する説明書85ページをお開き願いたいと思います。

85ページから90ページまでの8款消防費、1項消防費、1目常備消防費と、2目非常備消防費、3目水防費について、前年度と比較しながら、主だったもののみ御説明をさせていただきます。説明資料は、92ページから99ページとなります。

1目常備消防費は、1,958万5,000円増額の3億3,569万3,000円であります。

1節報酬は、消防庁舎建設検討委員会委員の方々の委員報酬とパートタイム会計年度任用職員1名分の報酬でございます。

2節給料、3節職員手当、4節共済費は、職員38名と再任用職員分となります。

86ページをお開きください。

8節旅費が、23万円減額の80万9,000円であります。他都市での長期職員研修予定がないためでございます。

10節需用費は、222万3,000円増額の1,148万1,000円であります。増額の主な要因は、防寒着90万3,000円、消防活動用安全帯77万7,000円、レスキューシューズ40万1,000円、ゴーグル23万5,000円等で、職員の安全装備の充実を図るためでございます。

87ページを御覧ください。

12節委託料は、307万2,000円であります。昨年度計上の消防庁舎工事選定資料作成委託料や救急救命士気管挿管実習委託料等、合わせて299万8,000円の減額、一方、雑草等刈取委託料や自家発電設備燃料廃棄委託料、さらにはワクチン接種、

抗体検査委託料等、合わせて１５３万円の増額で、結果的に１４６万８,０００円の減額となっております。

８８ページをお開きください。

１７節備品購入費が、５８８万３,０００円増額の９４３万７,０００円であります。増額の主な要因は、予防広報車の更新配備と消防活動服、救助服、火災調査資機材等の整備に伴うものでございます。

次に、１８節負担金、補助及び交付金が、２,１２９万４,０００円であります。消防通信指令事務協議会負担金や消防救急無線デジタル整備推進協議会負担金等、合わせて１,００９万５,０００円の増額、一方、県防災総合情報システム負担金や県消防学校入校負担金、さらには救急救命士養成研修負担金等、合わせて２９２万８,０００円の減額で、結果的に７１６万７,０００円の増額となりました。

引き続き、８８ページ下段から８９ページにかけて御覧ください。

２目非常備消防費であります、９４６万５,０００円減額の７,８３０万４,０００円であります。

１節報酬が、４６万１,０００円増額の１,１２６万５,０００円です。班長及び団員の報酬引上げに伴うものでございます。

７節報償費は、３１２万円減額の２,１５１万円で、減額の主な要因は、退職の見込み人数３０人は変更ありませんが、１人当たりの退職報奨金見込額を６０万円から５０万円に減額したためでございます。

８節旅費は、３０万円の減額です。今年度は、消防団幹部研修を実施しないためでございます。

１０節需用費は、３７６万１,０００円です。昨年度計上の消防格納庫屋根修理費用やＡＥＤバッテリーパック費用３３万９,０００円と消防車両車検修理費や燃料費等の減額分、合わせて４３万２,０００円の減額です。

１１節役務費は、７４万４,０００円です。タイヤ入替え手数料２万６,０００円とＡＥＤ廃棄手数料２万８,０００円、加えて車両定期点検手数料等の増額、合わせて９万９,０００円の増額となります。

次、９０ページをお開きください。

１３節使用料及び賃借料が、５５万７,０００円でございます。昨年度計上で、今年度必要のない消防団幹部研修バス借上費用３２万８,０００円の減額、一方、ＡＥＤリ

ース料が9万3,000円の増額で、結果的に23万5,000円の減額となります。

14節工事請負費は、260万7,000円です。昨年度計上の消防格納庫ホースポール設置に伴う工事費用1,037万4,000円の減額、一方、今年度は消防格納庫に砂置場を設置するための工事費260万7,000円を計上しましたので、結果的に776万7,000円の減額となりました。

17節備品購入費は、177万1,000円増額の2,166万3,000円であります。主だったものとしては、小型動力ポンプ及び普通積載車、それぞれ2台ずつを更新配備する予定でございます。

次に、3目水防費ですが、昨年と同額の31万6,000円であります。

10節需用費は、土のう袋とブルーシート、関東じょれんの購入費用で、15節原材料費は、砂の購入費用でございます。

以上、簡単であります。御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 次に、9款から最終まで説明をお願いします。

教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） それでは、9款教育費について説明させていただきます。

令和3年度予算に関する説明書91ページからになります。予算説明資料では、100ページからでございます。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、2目事務局費につきましては、対前年度比増減額が小さいため、予算説明資料の92ページ、95ページ、3目の教育諸費から説明をさせていただきたいと思っております。

本年度予算額が6,492万7,000円で、対前年度比482万8,000円の減額となっております。

1節報酬のパートタイム会計年度任用職員において、ALT、CIR、合わせて202万3,000円の増額計上を行っております。令和2年のコロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響により、ALT2名、CIR1名がいつ来日となるか予測できないため、12か月分の予算計上をいたしております。

10節需用費の消耗品費では、町内小中学校5校のコロナ対策費用243万の増額計

上を行っております。

12節委託料においては、昨年度、学校トイレ洋式化工事設計委託料1,008万7,000円の計上をしていたため、減額となっております。

18節負担金、補助及び交付金です。学校給食費補助金183万2,000円を新たに計上いたしております。よりよい教育環境の整備を行い、子育てしやすいまちづくりを目指し、令和3年4月から町内小中学校において、学校給食の無償化を行います。それに伴い、町内在住で町外学校へ通学する児童生徒に対しても同等の支援を行うため、補助金を計上するものでございます。

同節の外国青年招致事業について、ALT3名、CIR1名分の来日時の15泊ホテル待機費用が新たに必要となるため、77万2,000円の増額となっております。

続きまして、95ページから97ページでございます。

2項小学校費、1目学校管理費でございます。本年度予算額が1億2,700万6,000円で、対前年度比4,979万5,000円の増額となっております。

1節報酬のパートタイム会計年度任用職員において、各小学校の公務員、調理員合わせて124万8,000円の増額となっております。

10節需用費、賄材料費でございます。よりよい教育環境の整備を行い、子育てしやすいまちづくりを目指し、令和3年4月から町内小中学校において、学校給食の無償化を行います。また、それに伴い、教員の業務負担の軽減のため、同じく令和3年4月から学校給食費の公会計化を行うため2,589万5,000円の予算計上を行っております。

12節委託料、野上小学校駐車場整備工事設計監理業務委託料190万3,000円、14節工事請負費、野上小学校駐車場整備工事費814万円、野上小学校歩道橋撤去工事費473万でございます。野上小学校外の南東側にある職員駐車場から校舎東側へ伸びる老朽化した歩道橋を撤去し、校舎外の南東側にある職員駐車場の駐車スペースを増やすための工事を行うものでございます。

続きまして、97ページから98ページでございます。

2目教育振興費でございます。本年度予算額が1,395万7,000円で、対前年度比261万7,000円の減額となっております。

13節使用料及び賃借料、システムライセンス等使用料で344万7,000円の計上となっております。各小学校において、学習支援のため導入したソフトの使用料とな

ります。

17節備品購入費で教材用備品、昨年度、教師用指導書購入があったため440万5,000円の減額となっております。

19節扶助費です。要保護及び準要保護児童生徒就学援助費で161万2,000円の減額となっております。令和3年4月から始まる学校給食の無償化により、今まで就学援助で支援していた給食費分が、賄材料費に振り替わるため減額となるものでございます。

続きまして、98ページから100ページでございます。

3項中学校費、1目学校管理費でございます。本年度予算額が5,612万1,000円で、対前年度比3,360万6,000円の増額となっております。

12節委託料、野上中学校合併処理浄化槽設置工事設計監理業務委託料328万9,000円、14節工事請負費、野上中学校合併処理浄化槽設置工事費2,992万円です。野上中学校において、体育館地中の既存浄化槽に多数の亀裂が発生しているため、今回、別の場所に新たに合併処理浄化槽を設置するものでございます。

続きまして、100ページから101ページでございます。

2目教育振興費でございます。本年度予算額が1,335万4,000円で、対前年度比173万3,000円の増額となっております。

17節備品購入費、教材用備品で教師用指導書購入により231万9,000円の増額となっております。

19節扶助費では、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費で128万1,000円の減額となっております。こちらも先ほどと同じく令和3年4月から始まる学校給食の無償化により、今まで就学援助費で支援していた給食費分が賄材料費に振り替わるため減額となるものでございます。

続きまして、101ページから102ページでございます。

4項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。本年度予算額が1,932万6,000円で、対前年度比2,711万4,000円の減額となります。職員人件費について担当職員の変更により、326万5,000円の減額となっております。また、昨年度、12節委託料、14節工事請負費で、旧セミナーハウスの未耐震の研修棟と短期滞在施設棟の解体撤去費用を計上していたため、12節委託料では237万6,000円、14節工事費請負費では2,255万円の減額となっております。

続きまして、１０４ページから１０５ページでございます。

４目人権教育費でございます。本年度予算額が１,０６５万３,０００円で、対前年度比３１４万９,０００円の増額となっております。職員人件費について、担当職員の変更により３１３万１,０００円の増額となっております。

続きまして、１０６から１０８ページでございます。

７目星の動物園管理運営費でございます。本年度予算額が７,０１９万３,０００円で、対前年度比１億３０５万５,０００円の減額となっております。職員人件費については、新規採用職員が１名増員となるため４５４万６,０００円の増額となっております。また、昨年度、星の動物園環境整備費で、１２節委託料、１４節工事請負費、合わせて１億３,９８３万８,０００円を計上していたため、減額となるものでございます。

１２節委託料では、令和３年７月に星の動物園リニューアルオープン記念イベントを実施するため、３５５万４,０００円の計上を行っております。また、バンガローの宿泊業務の委託を行うため、１,２９６万円の予算計上を行っております。

続きまして、１０８ページから１０９ページでございます。

８目文化センター管理運営費でございます。今年度予算額が３,２７６万４,０００円で、対前年度比１,２７５万７,０００円の減額となっております。昨年度、トイレの便器洋式化のため、１２節委託料と１４節工事費、合わせて１,３５８万５,０００円の減額となるものでございます。文化センター南側に新たに倉庫を整備するため１２節委託料、１４節工事請負費で、合わせて６５４万１,０００円の予算計上を行っております。

続きまして、１０９ページから１１０ページでございます。

９目真国区民センター管理運営費でございます。本年度予算額が２５８万９,０００円で、対前年度比２６２万３,０００円の減額となっております。昨年度、１４節工事請負費で玄関ホールのエアコンの取り替え費用を計上していたため、３３７万２,０００円の減額となっております。

続きまして、１１２ページ、１１３ページでございます。

２目体育施設管理運営費でございます。本年度予算額が２,３６４万１,０００円で、対前年度比２７７万３,０００円の減額となっております。昨年度、１０節需用費の修繕料でスポーツ公園の管理棟トイレの便器洋式化で４９万５,０００円、武道館の換気窓装置の修繕で５０万円を計上していたための減額となるものでございます。

以上、簡単ではございますが、９款の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

たします。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長 (米田和弘君) それでは、私からは予算に関する説明書の113ページから114ページをお願いいたします。説明資料は、129ページでございます。

10款災害復旧費、1項1目道路橋りょう災害復旧費です。本年度予算12万円を計上しております。この科目につきましては、災害に備えての科目設定でございます。

続きまして、2項農林水産業施設災害復旧費、1目農地農業用施設災害復旧費と、2目林業施設災害復旧費につきましても、災害に備えての科目設定でございます。

以上、簡単ではございますが、予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) それでは、予算に関する説明書の114ページを御覧ください。

11款公債費、1項1目の元金では、前年度と比較して3,939万4,000円減額の10億7,167万6,000円の計上です。

2目の利子では、628万3,000円減額の3,095万9,000円を計上してございます。

続きまして、12款諸支出金です。1項1目の財政調整基金費は、前年度と比較して83万2,000円減額の積立金996万7,000円。

2目の減債基金費は、6,000円増額の積立金2万5,000円。

3目の土地開発基金費、8,000円増額の積立金3万2,000円。

5目の上芝貞雄文化・教育振興基金費、7,000円増額の積立金3万円。

115ページにわたりまして、6目の地上デジタル放送中継施設基金費、8,000円増額の積立金4万4,000円。

7目の合併振興基金費は、13万円減額の積立金53万1,000円。

8目のふるさとまちづくり応援基金費は、4,006万5,000円増額の積立金5,

〇〇万7千1,000円。

9目の福祉基金費は、1,000円増額の積立金9,000円。

10目の中山間ふるさと・水と土保全対策基金費は、前年度と同額の積立金1万3,000円。

11目の森林環境譲与税基金費は、2,443万9,000円増額の積立金2,444万3,000円。

12目に、新たに公共施設等整備基金費を設け、積立金に80万円を計上してごさいます。

116ページを御覧ください。

最後に、13款予備費でございまして、1項1目の予備費につきましては、前年度と同額の1,000万円の計上としてごさいます。

なお、117ページから120ページにかけましては給与費明細書を、121ページには債務負担行為で翌年以降にわたるものについての前年度末までの支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を、122ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書を、それぞれ掲載してごさいますので御高覧賜りたいと存じます。

それでは、令和3年度紀美野町予算書の7ページにお戻りいただきたいと思います。

予算書の7ページ、第2表地方債についてでございます。起債の目的欄の一般単独事業債は、限度額を2億5,250万円とし、過疎対策事業債では限度額を2億9,930万円に、臨時財政対策債では限度額を2億円に設定するものでございます。

起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行でございます。

利率につきましては3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率となります。

償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。

ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えすることができるとするものでございます。

以上で、令和3年度一般会計当初予算の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 以上で、説明が終わりました。説明漏れ等はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎日程第４１ 議案第３６号 令和３年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について

◎日程第４２ 議案第３７号 令和３年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について

◎日程第４３ 議案第３８号 令和３年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第４１、議案第３６号、令和３年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第４２、議案第３７号、令和３年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、及び日程第４３、議案第３８号、令和３年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について、一括議題とします。

説明を願います。住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長 (仲岡みち子君) それでは、予算書の９ページを御覧ください。

議案第３６号、令和３年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算。

令和３年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１２億６,４３１万７,０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第２条、地方自治法第２２０条、第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

令和３年３月２日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、歳入歳出の内容について、予算に関する説明書にて御説明を申し上げます。

１２５ページを御覧ください。説明資料につきましては、１３１ページから順次、御

覧ください。

歳入でございます。主な項目のみ御説明申し上げます。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は、本年度 1 億 9,389 万 3,000 円、前年度比較 2,614 万 1,000 円の減額でございます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税は、経過措置の終了に伴い、廃目でございます。

国民健康保険税総額、本年度 1 億 9,389 万 3,000 円、前年度比較 2,622 万 9,000 円の減額でございます。

3 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金で、本年度 9 億 516 万 8,000 円、前年度比較 4,436 万 3,000 円減額でございます。普通交付金 8 億 7,726 万 9,000 円、特別交付金 2,789 万 9,000 円でございます。

2 目財政対策補助金 350 万円、町単独事業としての一般会計繰出金を財政対策補助金として交付されるものでございます。

4 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度 14 万 4,000 円、前年度比較 1 万 7,000 円の減額でございます。これは、財政調整基金の預金利子でございます。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金でございます。本年度 1 億 1,420 万円、前年度比較 1,255 万 1,000 円の減額でございます。

5 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金でございます。本年度 4,419 万 4,000 円、前年度比較 1,194 万 1,000 円の増額でございます。これは、県納付金の不足分を当該基金から繰り入れるものでございます。

7 款諸収入、2 項雑入、本年度も前年度と同額の 300 万 2,000 円計上してございます。主に 1 目第三者納付金、交通事故等障害賠償金でございます。

以上、歳入予算の説明とさせていただきます。

次に、128 ページ、歳出予算について御説明申し上げます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、本年度 2,593 万 6,000 円、前年度比較 521 万 4,000 円の減額です。主に、人事異動に伴う配置換えによるものでございます。

次に、129 ページ、2 項徴税费、1 目賦課徴収費、主に国保税の賦課及び徴収に係る予算で、本年度 189 万 3,000 円、前年度比較 10 万 2,000 円の増額でございます。

次に、2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、本年度 7 億 4,

９００万円、前年度比較４，７００万円の減額でございます。主に、一般被保険者の疾病・負傷に対する保険者負担費用でございます。

２目一般被保険者療養費、本年度１，１４８万４，０００円、前年度比較１５１万６，０００円の減額でございます。主に、一般被保険者の柔道整復、マッサージ、鍼灸等に対する負担費用でございます。

次に、１３０ページ、３目審査支払手数料、本年度２５７万７，０００円、前年度比較４万６，０００円の増額でございます。レセプトの審査支払手数料でございます。

次に、１３０ページから１３１ページを御覧ください。

２款保険給付費、２項高額療養費、総額１億１，４３６万９，０００円、前年度比較２９６万７，０００円の増額でございます。主に、１目一般被保険者高額療養費でございます。これにつきましては、限度額を超える一部負担金について、その超えた分を保険者負担とする費用で、１億１，３９６万９，０００円、前年度比較２９６万９，０００円の増額で、過去２年間の推計によるものでございます。要因といたしまして、被保険者の高齢化、医療の高度化によるものと分析してございます。高額療養費に対しましては、コロナウイルスの感染症の受診控えも年度初め頃には一部見受けられましたが、治療を継続することが最優先でありますので、今後も増額すると推計してございます。

なお、審査支払手数料の一部を除く全ての費用は、県支出金の普通交付金で賄われてございます。

次に、１３１ページ、２款４項１目出産育児一時金、本年度２５２万２，０００円、前年度比較１６０万１，０００円の減額でございます。１件４２万円で６件を見込んでございます。

５項１目葬祭費でございます。本年度も前年度と同額の７５万円を計上してございます。１件３万円の２５名分を推計してございます。

次に、１３２ページ、３款国民健康保険事業納付金、１項医療給付費分です。１目一般被保険者医療給付費分として、本年度２億２，５７０万４，０００円、前年度比較１，４３１万９，０００円の減額でございます。

２項後期高齢者支援金等分、１目一般被保険者後期高齢者支援金等分、本年度６，５２２万７，０００円、前年度比較３４５万４，０００円の減額でございます。

３項１目介護納付金分、本年度２，１０１万４，０００円、前年度比較４０４万１，０００円の減額です。納付金総額は、３億１，１９４万５，０００円となります。

次に、１３２から１３４ページをお願いします。

５款保健事業費、１項１目疾病予防費、本年度１,４６８万７,０００円、前年度比較
７７万５,０００円の減額でございます。これにつきましては、本年度、実績値４０件、
コロナ禍における受診控えを推測されることから、見込み件数の減でございます。

次に、１３３ページ、５款２項１目特定健康診査等事業費、本年度１,３６１万１,０
００円、前年度比較２９４万３,０００円の増額でございます。これにつきましては、
医療費の適正化を図るため、１節報酬、パートタイム会計年度任用職員として新たに看
護師及び保健師各１名、雇用するための人件費の増額でございます。

１３４ページ、お願いします。

６款基金積立金、１項１目財政調整基金積立金、本年度１４万４,０００円、利息で
ございます。

１３５ページ、７款２項繰出金、１目繰出金、本年度１,３７２万２,０００円で、前
年度比較７５万８,０００円の増額でございます。これにつきましては、国民健康保険
診療所事業特別会計に国保直営診療所運営費として、国の特別調整交付金の増額が見込
まれることになるものでございます。

８款予備費、１項１目予備費は、本年度も前年度と同額の１００万円を計上させてい
ただいております。

以上で、令和３年度国民健康保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、予算書の１３ページを御覧ください。

議案第３７号、令和３年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算。

令和３年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところ
による。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９,４４３万６,０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出
予算」による。

令和３年３月２日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、歳入歳出の内容について、予算に関する説明書の１４３ページを御覧くだ
さい。

歳入でございます。

1 款診療収入、1 項 1 目外来収入でございます。本年度 3,288 万 6,000 円、前年度比較 19 万 2,000 円の減額でございます。令和 2 年度決算見込額等の実績に基づく推計により減額としたものでございます。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目診療所費負担金、本年度 12 万円、4 万 2,000 円の減額でございます。この予算につきましては、へき地診療所、国吉及び長谷毛原診療所管内において、診療所送迎タクシー利用負担金、1 人片道 200 円の 360 回を予定してございます。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目へき地診療所対策費補助金、本年度 328 万 9,000 円、前年度比較 295 万 5,000 円を増額でございます。これにつきましては、医療機器の整備補助金として購入費の 2 分の 1 の補助対象額でございます。

次の 144 ページ、お願いします。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、本年度 4,395 万 9,000 円、前年度比較 655 万 4,000 円を増額でございます。これにつきましては、人件費及びへき地診療所設備整備補助金等施設整備事業費の増額に伴うものでございます。

2 目国民健康保険事業特別会計繰入金、本年度 1,372 万 2,000 円、前年度比較 75 万 8,000 円増額でございます。これにつきましては、へき地診療所運営に伴う調整交付金で、令和 2 年度の実績値を基に計上してございます。

7 款諸収入、1 項 1 目雑入につきましては、本年度 16 万 8,000 円、前年度比較 7 万 8,000 円増額として、令和 2 年年度の実績値を基に推計してございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

次に、145 ページ、お願いします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、この予算は、町内 4 診療所を運営するための人件費、そして施設維持経費、各種業務委託費、関連団体負担金、主なものでございます。本年度予算 6,193 万 2,000 円、前年度比較 419 万 3,000 円増額でございます。これにつきましては、人件費の増及び 14 節工事請負費として、国吉診療所の各室電灯類 LED 化に伴う改修費で、77 万 8,000 円の予算計上をしてございます。

次に、147 ページ、2 款医業費、1 項医業費、1 目医療用機械機器費でございます。本年度 839 万 1,000 円、前年度比較 614 万 9,000 円増額でございます。これ

につきましては、主に、へき地診療所対策費補助金を活用いたしました医療機器整備に伴う費用で国吉診療所医療機器X線一般撮影装置440万、長谷毛原診療所解析付心電計とホルター心電図記録器217万8,000円、購入費でございます。

2目医療用消耗品費、本年度124万3,000円、前年度比較31万9,000円増額でございます。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う消耗品の購入費でございます。

3目医薬品衛生材料費、本年度2,016万円、前年度比較66万円減額でございます。これにつきましては、薬価改定及びジェネリック医薬品等、薬の見直しに伴い、令和2年度の実績値を基に推計してございます。

4目検査費、本年度168万円、前年度比較11万円増額で、これにつきましては、前年度の決算見込額に伴う推計でございます。

3款予備費、1項1目予備費、本年度も前年度と同額の100万円の計上でございます。

以上で、令和3年度国民健康保険診療所事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、予算書の17ページをお願いします。

議案第38号、令和3年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算。

令和3年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,624万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月2日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、歳入歳出の内容につきまして、予算に関する説明書の155ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款保険料、1項1目後期高齢者医療保険料、本年度1億1,170万4,000円、前年度比較490万2,000円の減額でございます。主に、1節現年度分1億1,158万4,000円、前年度より490万2,000円の減額でございます。

2 節滞納繰越分 1 2 万円、前年度と同額でございます。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、本年度 2 億 6, 3 1 9 万 7, 0 0 0 円、前年度比較 7 0 7 万 1, 0 0 0 円の増額でございます。これにつきましては、療養給付費の増額及び保健師 1 名、一般会計からの科目替えに伴う増額でございます。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金、前年度繰越金として 1 8 3 万 6, 0 0 0 円、令和 2 年度推計で計上してございます。

5 款諸収入、2 項受託事業収入、1 目総務管理受託事業収入 9 1 9 万 1, 0 0 0 円、新規事業として和歌山県後期高齢者医療広域連合より受託され、高齢者保健事業受託料でございます。保健事業と介護予防の一体化事業として実施する費用でございます。

5 款諸収入、3 項 1 目雑入につきましては、高齢者保健事業受託に伴う対象者保健指導として料理教室自己負担金 1 万 2, 0 0 0 円を計上してございます。

5 款諸収入、4 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、歳出還付した際の広域連合からの還付金として 2 9 万 9, 0 0 0 円、2 目還付加算金、還付加算金として 1, 0 0 0 円、令和 2 年度推計で計上してございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

次の 1 5 7 ページ、お願いします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、本年度 1, 5 6 7 万 1, 0 0 0 円、前年度比較 1 8 2 万 1, 0 0 0 円増額でございます。人件費の増額に伴うものでございます。

1 款 2 項 1 目徴収費、本年度 1 1 8 万 6, 0 0 0 円、前年度比較 1 3 万 1, 0 0 0 円増額でございます。1 2 節電算処理委託料の増額に伴うものでございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。本年度 3 億 5, 7 3 5 万 4, 0 0 0 円、前年度比較 7 2 万 2, 0 0 0 円増額でございます。医療給付費負担金の増額に伴うものでございます。

3 款保健事業費、1 項 1 目保健事業と介護予防の一体化事業費、新規事業として 1, 0 7 3 万 2, 0 0 0 円計上でございます。主に、保健師及びパートタイム会計年度任用職員として管理栄養士 1 名の人件費でございます。低栄養予防と糖尿病の重症化予防等の事業を実施し、自宅で自立した生活が送れる高齢者を増やすことを目的とする保健事業を実施するものでございます。

5 款予備費、1 項 1 目予備費で、本年度も前年度と同額の 1 0 0 万円を計上してござ

います。

以上で、令和３年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。ただいま説明させていただきました３つの特別会計につきまして、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

◎日程第４４ 議案第３９号 令和３年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について

○議長（伊都堅仁君） 日程第４４、議案第３９号、令和３年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について議題とします。

説明をお願いします。

保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、予算書の２１ページをお開きください。

議案第３９号、令和３年度紀美野町介護保険事業特別会計予算。

令和３年度紀美野町の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１８億５,５７４万６,０００円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第２条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

２号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和３年３月２日提出 紀美野町長 寺本光嘉

続きまして、予算に関する説明書の１６７ページをお開きください。

歳入でございます。

それでは、目ごとに説明させていただきます。

1 款介護保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、2 億 8,217 万 9,000 円の計上です。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目総務手数料は 1,000 円、2 目督促手数料は 3,000 円の計上です。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金は、3 億 1,073 万 1,000 円の計上で、介護給付費の国負担分です。介護給付費の増加に伴い、前年度と比較し、1,888 万 1,000 円の増額となっております。

次に、2 項 1 目調整交付金は、1 億 7,757 万 1,000 円の計上です。介護給付費の 10%を想定したもので、給付費の増加見込みにより、対前年度 1,183 万 9,000 円の増額となっております。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は 778 万 2,000 円、3 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は 943 万 9,000 円の計上です。

次に、168 ページを御覧ください。

4 目保険者機能強化推進交付金は、237 万 6,000 円の計上です。自立支援、重度化予防、介護予防などの取組状況や第 1 号被保険者数を勘案し、交付されるものでございます。

5 目介護保険保険者努力支援交付金は、239 万円の計上です。介護予防、健康づくりの取組について重点的に評価・交付されるものでございます。

6 目介護保険事業費補助金は、66 万円の計上です。介護保険制度改正に伴うシステム改修に対し、2 分の 1 が補助されるものでございます。

4 款支払基金交付金で、1 項 1 目介護給付費交付金は、4 億 6,889 万 4,000 円の計上で、第 2 号被保険者負担分です。

2 目地域支援事業支援交付金は、1,050 万 6,000 円の計上で、介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 2 号被保険者負担分でございます。

5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金は、2 億 5,367 万 7,000 円は、介護給付費の県負担分でございます。

2 項 1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の 486 万 4,000 円、2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は 471 万 9,000 円で、各地域支援事業に係る県負担分でございます。

続いて、169ページを御覧ください。

6款財産収入、1項1目利子及び配当金は、3万6,000円です。介護給付費準備基金の利子を計上したものでございます。

7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金2億1,708万円は、介護給付費の町負担分でございます。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）の486万4,000円、3目地域支援事業繰入金の（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は、471万9,000円の計上でございます。それについても、各地域支援事業に係る町負担分でございます。

4目事務費繰入金は、4,217万2,000円でございます。人件費及び事務経費に係る町負担を繰り入れるものでございます。

5目低所得者保険料軽減繰入金2,747万4,000円は、第1号被保険者の保険料の段階の第1段階から第3段階の低所得者の保険料軽減のための繰入れでございます。

2項1目介護給付費準備基金繰入金は、1,131万1,000円の計上です。令和3年度から令和5年度までの介護保険料については、基準額を月額240円引き上げるといことで、介護保険条例の一部を改正する条例で御説明させていただきましたが、基金3,600万円を3年間に分け、繰入れを行い、保険料の軽減を図るものでございます。

170ページを御覧ください。

8款繰越金、1項1目繰越金は、昨年同様1,000円を計上しています。

9款諸収入、1項1目過料は1,000円、2目延滞金は2万円の計上でございます。

また、2項1目滞納処分費、2目第三者納付金、3目返納金も、それぞれ1,000円の計上でございます。

次の4目雑入は、1,227万3,000円で、介護予防支援計画と介護予防ケアマネジメントの作成報酬によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

171ページから172ページにかけての1款総務費、1項1目一般管理費は、4,001万3,000円の計上です。前年度と比較し、811万円の増額です。前年度から3名の職員を配置しておりますが、当初予算比較では、1名分の人件費の増額となっております。

次に、172ページの2項1目賦課徴収費は、117万7,000円です。

172ページから173ページにかけての3項1目介護認定審査会費は304万8,000円、2目認定調査等費は987万7,000円の計上でございます。

174ページを御覧ください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、1目居宅介護サービス給付費から6目の居宅介護サービス計画給付費まで、合計15億4,765万4,000円の計上でございます。対前年度と比較し、9,713万円の増額です。

1目居宅介護サービス給付費では、訪問介護や訪問リハビリの利用人数が増加、3目施設介護サービスでは、介護度が高い方が増加する見込みとなっております。

175ページから176ページにかけての2項介護予防サービス等諸費は、1目介護サービス給付費から5目介護予防サービス計画給付費まで、合計5,264万8,000円の計上でございます。1目の介護サービス給付費の介護予防リハビリ、予防通所リハビリの増額を見込んだもので、前年度から703万6,000円の増額となっております。

続いて、3項1目審査支払手数料は137万5,000円、4項1目高額介護サービス費は4,175万6,000円、176ページの5項1目高額医療合算介護サービスは640万円の計上でございます。

また、6項1目特定入居者介護サービス等費は、8,668万円でございます。所得の低い方が施設入所する場合、食事や部屋代の負担の軽減を図るものですが、対象者の減により、前年度から497万6,000円の減額となっております。

2目特定入居者介護予防サービス等費は、13万2,000円の計上でございます。

次に、3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、2,380万4,000円、2目介護予防ケアマネジメント事業費は、476万円の計上でございます。

次に、177ページの2項1目一般介護予防事業費は、1,021万5,000円の計上です。主なものは、保健師1名の人件費及び、いきいき百歳体操やシニアエクササイズを実施するための費用を計上しております。

次に、178ページの3項1目総合相談事業費は、766万3,000円の計上です。社会福祉士の職員1名の人件費が主なもので、包括的な相談窓口として各種サービスにつないでおります。

2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、901万円の計上です。主任ケアマネジャー資格のある職員1名を置き、介護支援専門員への支援や関係機関、多職種との連携を図っております。

次に、179ページの3目任意事業は、505万7,000円の計上です。おむつなどの介護用品の支給事業や後見人が必要な方への支援を行っています。

4目在宅医療・介護連携推進事業費229万6,000円は、海南市と共同で医療法人恵友会に在宅医療・介護連携業務の委託をするものでございます。

179ページから180ページにわたる5目生活支援体制整備事業費は、19万9,000円の計上でございます。

6目認知症総合支援事業費は、29万4,000円の計上です。認知症初期対応のための支援経費を計上しております。

4項1目審査支払手数料は、15万2,000円の計上です。

4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は3万6,000円の計上で、基金利息分の再積み分でございます。

181ページの5款諸支出金、1項1目保険料等還付金及び還付加算金は、昨年度と同様50万円の計上です。

6款1項1目予備費は、昨年度と同様100万円を計上しています。

以上で、令和3年度紀美野町介護保険特別会計予算の御説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

◎日程第45 議案第40号 令和3年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について

○議長（伊都堅仁君） 日程第45、議案第40号、令和3年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について、議題とします。

説明を願います。

産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見将人君 登壇)

○産業課長（吉見将人君） それでは、議案書の25ページを御覧ください。

議案第40号、令和3年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算。

令和3年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,635万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月2日提出 紀美野町長 寺本光嘉

申し訳ございませんが、予算に関する説明書の189ページを御覧ください。

1款1項1目観光施設等使用料につきましては、3,500万円としてございます。これは、オートキャンプ場、パークゴルフ場、バーベキューサイトなどの使用料でございます。

1款1項2目農林業施設使用料の90万円は、ふれあい館の農林産物等の販売コーナー、食堂コーナー施設のテナント料でございます。

なお、ふれあい公園の使用料につきましては、令和2年度にコロナ感染拡大等により、一番の書き入れ時でございました4月13日から50日間閉鎖したことにより、その間は収入がゼロとなっておりました。その後も9月まで売上げが減少してる状況にございましたが、10月以降は、対前年度同月比で10月で8%、11月で6%、12月は11%と伸びてございまして、順調に伸びてございまして、これらを勘案いたしまして、当初予算では3,500万円を見込んでございます。

次に、2款1項1目一般会計繰入金としまして、1,012万8,000円を計上してございます。

続きまして、2款2項基金の繰入金、財政調整基金繰入金は、令和2年度で基金の全額を取り崩しましたので科目廃止としてございます。

3款1項1目繰越金の5万2,000円は、前年度からの繰越金でございます。

4款1項1目施設管理受託事業収入の9万9,000円は、県と町で共有管理する水道の受水槽における県の管理負担分でございます。

190ページを御覧ください。

4款2項1目雑入としまして、17万8,000円を計上してございます。これは、公衆電話、自動販売機設置料、ごみ袋販売収入等でございます。

なお、その下にございます利子及び配当金につきましては、科目廃止となっております。

続きまして、191ページを御覧ください。

3、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費4,521万8,000円は、ふれあい公園に関する運営管理全般の経費でございます。前年度より23万円の増額となっております。対前年度との主な変更内容としましては、12節委託料の警備委託料306万3,000円でございますが、これは4月より火曜日を完全休園となることを見込みまして、38万8,000円減額としてございます。

192ページをお開きください。

14節工事請負費392万8,000円でございますが、公園の収益基盤強化のため、1サイトでございますが、キャンプ場の増設工事として160万3,000円を計上してございます。

続きまして、2款1項1目元金で13万8,000円を計上してございます。これは、平成30年の台風で破損したパークゴルフ場料金所の屋根を改修するために借り入れた地方債の償還金の元金でございます。

続いて、次のページの2目利子につきましても、地方債借入れに伴う支払利息でございます。

続きまして、3款1項1目予備費でございますが、昨年度と同様100万円計上してございます。

次の194ページをお開きください。

この表は、地方債の現在高の見込みなどに関する調書でございます。ふれあい公園特会では、単独災害復旧事業債として110万円を借り入れてございます。据置期間を経て、令和3年度より13万8,000円の元利償還が発生しますので、令和3年度末の未償還残高は、96万2,000円となる予定でございます。

以上、簡単ではございますが、紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) しばらく休憩します。

休 憩

(午後 4時18分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午後 4時18分）

◎日程第46 議案第41号 令和3年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について

○議長（伊都堅仁君） 日程第46、議案第41号、令和3年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について議題とします。

説明をお願いします。

建設課長、米田君。

（建設課長 米田和弘君 登壇）

○建設課長（米田和弘君） それでは、紀美野町予算書の29ページをお願いいたします。

議案第41号、令和3年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算。

令和3年度紀美野町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,653万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」の規定による。

令和3年3月2日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算に関する説明書の197ページをお願いいたします。説明資料は、179ページからでございます。

2、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項1目分担金として、新規加入者分担金1件分の35万円を計上しています。

2款使用料及び手数料、1項1目農業集落排水処理施設使用料として843万5,000円を、2目手数料で1万1,000円を計上しております。

3款国庫支出金、1項1目農林水産業費国庫補助金といたしまして、新たに2,10

0万円の計上です。これは、農業集落排水処理施設の電気設備等老朽化箇所の改修計画策定を受け、歳出で計上しています処理施設機能強化工事に係る補助金の計上です。

次に、4款繰入金、1項1目繰入金として、2,064万1,000円を計上しております。昨年度より522万4,000円の減額となっております。公営企業法適用に向けた事業に起債を充当したためでございます。

5款繰越金、1項1目繰越金は、前年度と同様の10万円を計上しております。

次の198ページをお願いいたします。

6款諸収入、1項1目延滞金として前年度と同額の1,000円を計上してございます。

7款町債、1項1目下水道事業債として、歳出、14節工事請負費で計上しています処理施設機能強化工事の事業費に対応するものとして、農業集落排水施設整備事業債で2,100万円、また、歳出、12節委託料で計上してございます地方公営企業法適用事業支援業務の委託料に対応する公営企業会計適用債で1,500万円、合わせて3,600万円の計上でございます。

次に、予算に関する説明書の199ページをお願いします。説明資料は、181ページからです。

3、歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費でございます。2節から4節で職員1名分の給料及び諸手当等を計上してございます。

10節需用費として、296万1,000円を計上しております。施設維持管理に伴う電気使用料などがございます。

11節役務費として、し尿汚泥汲取手数料や法定検査手数料等で、昨年と同様の173万3,000円を計上してございます。

12節委託料として、1,748万3,000円、施設管理に係る委託料のほか、新たに公営企業法適用に向けた地方公営企業法適用事業支援業務の委託料1,500万円を計上してございます。

次の200ページをお願いします。

14節工事請負費で、平成7年の供用開始からの経年劣化により、農業集落排水処理施設の電気設備等、老朽箇所の改修のため、処理施設機能強化工事の4,300万円を新しく計上してございます。

続きまして、１８節負担金、補助及び交付金で、地区組合に対する補助金など昨年と同額の６万５,０００円を計上してございます。

続きまして、同ページ中段の２款公債費、１項１目元金及び２目利子ですが、元金、利子を合わせまして１,２９７万８,０００円を計上しております。

次に、３款予備費、１項１目予備費では、前年度と同額の３０万円の計上でございます。

恐れ入りますが、令和３年度紀美野町予算書の３２ページにお戻りいただきますようお願い申し上げます。

第２表、地方債でございます。起債の目的欄の公営企業債下水道事業では、限度額を３,６００万円と設定するものでございます。

起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行でございます。

利率につきましては３．０％以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率となります。

次に、償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとするものと定めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

◎日程第４７ 議案第４２号 令和３年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計予算について

◎日程第４８ 議案第４３号 令和３年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算について

○議長（伊都堅仁君） 日程第４７、議案第４２号、令和３年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計予算について、及び日程第４８、議案第４３号、令和３年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算について、一括議題とします。

説明をお願いします。

水道課長、長生君。

(水道課長 長生正信君 登壇)

○水道課長（長生正信君） それでは、予算書の 33 ページをお開きください。

議案第 42 号、令和 3 年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計予算。

令和 3 年度紀美野町の東部簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 6,434 万 5,000 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」の規定による。

令 3 年 3 月 2 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、歳入歳出の主なものを説明させていただきます。

予算に関する説明書の 209 ページをお開きください。説明資料は、183 ページからとなっております。

まず、歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目水道使用料 9,140 万 1,000 円、昨年度より 187 万 1,000 円の増額となっております。東部地区におきましては、水需要の下げ止まりとなり、減少幅が小さくなってきたことや、これは不確定要素ではございますが、令和 2 年度は、コロナウイルスの影響により、事業所等で需要が減少しておりますが、家庭での需要が増加している状況にございます。しばらくはこうした状況が続くのではないかと、実績を基に試算を行っております。

2 款分担金及び負担金では、1 項 1 目給水負担金として、新規加入 5 件分の 27 万 5,000 円を見込んでおります。

3 款県支出金、1 項 1 目衛生費県補助金として、県からの移譲事務交付金 2,000 円、4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 5,785 万 4,000 円で、前年度より 2,221 万 8,000 円の減額でございます。国道 370 号関連の水道管の移設工事の減少などで全体事業費が減ったことや、管路の更新事業については、起債を充当したためでございます。

210ページをお願いします。

5款繰越金、1項1目前年度からの繰越金1万円。

6款諸収入、1項1目雑入17万9,000円。主なものは、新規加入者等への材料売却で、今年度は道路改良等による移設補償工事がなくなったため、補償金450万円の減少でございます。

7款町債、1項1目簡易水道債1,460万円で、260万円の減少で、工事費の減少が理由となっております。今年度は、1節簡易水道債で、布設替工事の財源として500万円と2節公営企業会計適用債は、東部簡易水道の企業会計移行に伴う資産評価の委託費の財源でございます。

起債につきましては、予算書36ページの第2表、地方債で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を規定しております。

次に、211ページをお開きください。

歳出でございます。

1款衛生費、1項1目一般管理費9,082万4,000円。182万5,000円の増額となっております。2、3、4節は6名の人件費によるもので、前年度の人事異動による職員の配置換えを行ったもので、全体で507万7,000円の減額でございます。

需用費は、1,770万8,000円で、158万7,000円の減額で、事務に要する経費、施設の動力費でございます。動力費については、水需要の減少により、施設の稼働時間の減少に伴い、158万1,000円の減額となっております。

役務費は、テレメーター等の通信費や手数料、保険料で446万1,000円、15万4,000円の増額でございます。

212ページをお願いします。

委託料は2,447万円で、1,040万7,000円の増額となっております。料金システムの保守や常駐警備の委託料について、負担割合を見直しました。東部、西部の事業収益に差がないことから2分の1ずつの負担割合といたしました。また、今年度は、システムの更新時期となっております。利用者の利便性や収納率の向上を図るため、コンビニ収納の対応など、機能強化を検討しております。また、水道法改正による東部簡易水道も公営企業会計への移行が義務づけられており、今年度は東部地区の全ての資産を洗い出し、現在の価値と今後の減価償却等の資産評価を行う委託料を計上したことに

よる増額でございます。

使用料及び賃借料は310万2,000円で、32万5,000円の減額、システムの賃借料の負担割合の見直しによる減額でございます。

次に、1款1項2目作業費3,110万円、2,415万6,000円の減額となっております。

213ページをお願いします。

10節需用費は、施設維持の薬品や消耗品、燃料、施設修繕費として1,514万7,000円で、39万8,000円の減額、12節の委託料では、修繕業者待機業務の負担割合の見直し等で327万3,000円の74万6,000円の増額となっております。

14節工事請負費では、717万3,000円、2,582万7,000円の減額でございます。今年度の予定といたしましては、毛原上送配水管の布設替工事と坂本第2中継所の送水ポンプの更新工事を予定しております。減額の要因といたしまして、昨年度まで継続しておりました国道370号関連の移設工事の減少によるもので、今年度は現在のところ未定となっている状況でございます。

15節原材料費では302万8,000円で、48万1,000円の減額、水道メーターの定期交換に要する費用で、対象件数が減ったためでございます。

17節備品購入費では、作業用車両の老朽化に伴う更新費用と作業用機械の購入費用でございます。

以上、簡単ではございますが、令和3年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計の予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書37ページを御覧ください。

議案第43号、令和3年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

第1条は、本予算の総則を定めたものでございます。

第2条は、業務の予定量を定めたもので、給水栓数は2,480栓。

年間給水量は、53万立方メートル。

1日平均給水量は、1,452立方メートルで、昨年度より日平均で55立方メートルの減少の見込みでございます。

今年度からは、下佐々浄水場の更新工事が実施されるため、業務の予定量として、浄水場更新工事費7億607万円と、工事監理業務委託費595万1,000円を記載さ

せていただいております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入では、1款、水道事業収益で1億6,229万7,000円で、前年度より5,217万1,000円の増額でございます。

1項営業収益では、9,819万円で398万7,000円の減となっております。

2項の営業外収益では、6,410万7,000円で、昨年度より5,615万8,000円の増加が水道事業収益の増加の要因でございます。増加の理由といたしましては、本年度からは、浄水場の更新工事が実施されます。収入に対して支出が大幅に増加することから、収入及び支出に含まれます消費税を差し引いた場合に還付が発生するためでございます。消費税の還付につきましては、来年の4月以降の確定申告により還付されることとなりますので、未収金として計上してございます。

次に、支出でございます。

1款水道事業費用で、9,845万9,000円で148万5,000円の減額でございます。

1項営業費用で、8,863万4,000円で137万7,000円の減。

2項営業外費用では、382万5,000円で24万5,000円の減。

3項予備費は、600万円で35万3,000円の減額でございます。

37ページから38ページにかけまして、第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入につきましては、第1款資本的収入は7億1,760万円で、6億560万円の増加でございます。これは本年度から実施されます施設の更新工事に係るものと、老朽管の布設替工事のうち、主体対象事業費を計上しております。

次に、支出につきましては、第1款資本的支出は7億3,686万5,000円で、6億888万2,000円の増額でございます。これは主に下佐々浄水場の更新工事が始まるためでございます。

第2項企業債償還金1,635万3,000円で、37万円の増額でございます。資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額1,926万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,926万5,000円で補填するものでございます。

第5条は、債務負担行為の、事項、期間、限度額を定めたもので、今年度から実施します下佐々浄水場の施設の更新工事によるものでございますが、工事は現地再開発でござ

ざいます。狭い敷地内のため分離発注等は不可能であり、飲料水施設という特殊性、旧施設の維持管理、運用を行いながらの事業実施でございます。切れ目ない工事を行うことで飲料水の安定供給が図れると考えます。工事の早期完成を目指し、令和5年度までの債務負担による事業の実施を予定しており、御理解賜りたいと思います。

施設の更新工事として、令和4年度から令和5年にかけて工事費9億9,926万円、工事に伴う監理業務で1,361万8,000円の合計10億1,287万8,000円でございます。

第6条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたもので、限度額を7億1,760万円といたしております。

39ページでございます。

第7条は、一時借入金といたしまして、限度額を5,000万円と定めたものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めたものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費2,306万8,000円と定めたものでございます。

第10条は、他会計からの補助金として、繰出基準に基づき、児童手当及び企業債利息、合計57万8,000円と定めております。

第11条は、棚卸資産の購入限度額を380万3,000円と定めたものでございます。

次に、予算に関する説明書224ページをお開きください。説明資料につきましては、191ページからとなっております。

令和3年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算実施計画明細書について、御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款1項営業収益は9,819万円で、398万7,000円の減額です。主には水道料金と新規給水申込者へのメーター器等の売却、手数料を計上しておりますが、料金収入については、本年度も、引き続きコロナウイルス感染予防の対策を行いながらの社会活動になると思われます。現在の実績では、西部簡水については、全体的に水道の使用量が下がっている状況でございますので、その実績を基に試算しております。

2項営業外収益は6,410万7,000円で、5,615万8,000円の増額です。増額の主な理由として、5目雑収益、2節その他雑収益で、建設改良工事費の増加に伴う消費税等の還付が見込まれることによるものでございます。

225ページを御覧ください。

支出でございます。

1款1項営業費用は8,863万4,000円で、137万7,000円の減額です。

1目原水及び浄水費は2,188万3,000円で、7万6,000円の増額。原水の取水、浄水施設の維持及び作業に要する費用、水質検査や浄水施設の修繕、動力費を計上してございます。

2目配水及び給水費は2,860万円で、97万4,000円の減額。人件費、漏水等排水施設の維持修繕、動力費、漏水調査や検針等の委託料でございます。

226ページでございます。4目業務及び総係費は1,899万2,000円で、10万7,000円の増額。人件費、保険や会計料金システムのリースや保守、事務用の費用になってございます。

227ページでございます。5目減価償却費は1,893万8,000円で、58万6,000円の減額。年度内に発生する減価償却費を計上してございます。

2項営業外費用は382万5,000円で、24万5,000円の増額。主に企業債の利息でございます。

3項は、予備費として600万円を計上させていただいております。

208ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入につきましては、1款1項企業債の借入れによるもので、7億1,760万円でございます。下佐々浄水場更新工事に要する費用と老朽管布設替工事の起債対象分を計上させていただいております。

支出につきましては、1款1項1目1節建設改良費で、下佐々浄水場の施設更新工事費として7億607万円を計上してございます。今年度の工事の主な内容といたしまして、現施設の主要な施設は全て残した状況で残置スペースを確保いたしまして、水処理を行う急速ろ過施設の建設を行い、現施設と接続を行い、不要になった施設の一部を撤去するなどの工事となっております。工事に伴う監理業務として595万1,000円、希望ヶ丘団地老朽管布設替工事として、口径75ミリ、延長150メートル、耐震

管の排水用ポリエチレン管布設で700万円、公用車の老朽化に伴う作業車両の購入で149万1,000円を計上しております。

229ページのキャッシュ・フローでございます。キャッシュ・フローは、1年間のお金の流れを示すものでございます。

今年度から、若干様式のほうを変更させていただいております。昨年度までは、直接法という様式を採用しておりましたが、今年度からは、間接法による様式に変更させていただいております。どちらも見た目が違うだけで、最終的な残高は同じになります。

この変更した理由と申しますと、公営企業会計を適用している事業体、他の市町村や一般企業でもほとんどが間接法を利用している状況でございます。また今後、東部簡易水道のように公営企業法の非適用の簡易水道も水道法の改正により、法適が義務づけられております。それで間接法の資料の作成が主流となることから、今回変更させていただいております。

これによりまして、業務活動によるキャッシュ・フローでは、3,272万4,000円の収入。投資活動によるキャッシュ・フローでは、建設改良工事等での支出により7億2,051万2,000円の支出。財務活動によるキャッシュ・フローでは、企業債による収入や企業債の償還による支出で7億1,760万円の収入。資金期末残高は、1,345万9,000円の増加の2億8,931万4,000円となります。

次のページからは、財務諸表及び企業債明細書を添付させていただいております。

以上、簡単ではございますが、令和3年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(水道課長 長生正信君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日3月3日から3月8日までの6日間、議案精読のため休会し、3月9日午前9時から会議を開きたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

散 会

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 4時51分)